

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500001	移住、在留資格に係る規制、及び手続の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2,第7条の2,第19条,第20条,第21条,出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2,第20条,第21条,別表第3,別表第3の2	出入国管理制度は専門的・技術的分野の外国人労働者について積極的な受入れを行うという基本方針の下に構築されており,当該外国人労働者の円滑な受入れに努めているところである。また,入国・在留に係る各種申請における提出書類の簡素化を行っている。	e	-	「投資・経営」については,上陸許可基準である2人以上の日本人等を常勤職員として雇用して営まれる規模について,投資額が年間500万円以上であればよいとするガイドラインを作成し,また,外国人情報処理技術者について,大学を卒業しておらず10年以上の実務経験を有しない場合であっても,所定の試験に合格している場合等には入国することが可能となるよう上陸許可基準の緩和措置を執るなど,専門的・技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れを行っている。また,入国・在留に係る各種申請における提出書類の簡素化を行っている。		我が国が経済活性化、国際競争力強化を行っていくためには、優秀な外国人を積極的に受け入れていく必要がある。しかしながら、これら人材を確保するためには現在の施策では不十分である。さらなる具体的な対応策について検討され、示されたい。またその検討における措置時期等についても示されたい。	-	-	優秀な外国人を積極的に受け入れるとの政府方針のもと,出入国管理制度の見直し等を図っているところであり,平成17年を目途に策定予定の出入国管理基本計画においても,我が国が必要とする高度人材の受入れ策等について検討する予定である。	5072013	欧州委員会 (EU)	11
z0500001	移住、在留資格に係る規制、及び手続の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2,第7条の2,第19条,第20条,第21条,出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2,第20条,第21条,別表第3,別表第3の2	出入国管理制度は専門的・技術的分野の外国人労働者について積極的な受入れを行うという基本方針の下に構築されており,当該外国人労働者の円滑な受入れに努めているところである。また,入国・在留に係る各種申請における提出書類の簡素化を行っている。	e	-	「投資・経営」については,上陸許可基準である2人以上の日本人等を常勤職員として雇用して営まれる規模について,投資額が年間500万円以上であればよいとするガイドラインを作成し,また,外国人情報処理技術者について,大学を卒業しておらず10年以上の実務経験を有しない場合であっても,所定の試験に合格している場合等には入国することが可能となるよう上陸許可基準の緩和措置を執るなど,専門的・技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れを行っている。また,入国・在留に係る各種申請における提出書類の簡素化を行っている。		我が国が経済活性化、国際競争力強化を行っていくためには、優秀な外国人を積極的に受け入れていく必要がある。しかしながら、これら人材を確保するためには現在の施策では不十分である。さらなる具体的な対応策について検討され、示されたい。またその検討における措置時期等についても示されたい。	-	-	優秀な外国人を積極的に受け入れるとの政府方針のもと,出入国管理制度の見直し等を図っているところであり,平成17年を目途に策定予定の出入国管理基本計画においても,我が国が必要とする高度人材の受入れ策等について検討する予定である。	5074012	カナダ	11
z0500002	研修制度における研修時間制限の緩和	出入国管理及び難民認定法別表第1の4	研修生は労働者でなく,技術等を修得する者であるという制度の趣旨にかんがみ,深夜や夜間の研修の実施については,技術等を修得する効率面及び研修生の安全面から望ましくなく,原則として認めないこととしている。	d	-	深夜や夜間における研修については原則として認めないが,研修生派遣国における交代制勤務等の実施状況を踏まえ,夜間研修を経験させる必要性や実施する期間,日本人従業員の確保が困難なため研修生が労働者として充当されること等のないよう十分配慮されているかという点について十分考慮した上で,適当と認められる場合には深夜や夜間の研修を認めている。		研修生派遣国の勤務等の実施状況等に応じて深夜等の研修を認めているとの回答であるが,当該規定の周知徹底等を図るべきである。	d	-	既に国際研修協力機構発行の「外国人研修生の適正な受入れ」のためのガイドブック等を通じて周知しているところである。	5021006	社団法人日本経済団体連合会	11
z0500003	研修生受入れ人数枠の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされている。	c	-	研修生の受入れ人数の上限については,適正な研修の実施体制の確保が見込まれる研修生の人数を設定しており,この受入れ人数の上限の緩和は研修制度を悪用した単純労働者としての受入れを促すおそれがあり,困難である。		企業が独自に研修生を受け入れる場合において,開発途上国等への貢献等の観点から,制度の悪用・濫用防止等も踏まえ,再度検討し,示されたい。	-	-	研修生の受入れ人数の上限については,適正な研修の実施体制の確保が見込まれる研修生の人数を設定しており,研修生派遣先国に対し着実に技術移転を図るためにも当該要件は必要であること,また,この受入れ人数の上限の緩和は研修制度を悪用した単純労働者としての受入れを促すおそれがあり,困難である。	5021006	社団法人日本経済団体連合会	21

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500001	移住、在留資格に係る規制、及び手続の緩和	5072	5072013	欧州委員会 (EU)	11	移住、在留資格に係る規制、及び手続の緩和		移住、在留資格に係る規制と手続を緩和することが検討されるべきである。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.3.人的資源による。		法務省	
z0500001	移住、在留資格に係る規制、及び手続の緩和	5074	5074012	カナダ	11	移民・居住資格に係る規制の緩和、及び手続の簡素化		移民・居住資格の規制と手続の緩和を検討する。		また、カナダは居住・移民に関する規制の緩和、および査証、就労許可、転動手続きなどそれに伴う手続の迅速化は、カナダ企業の対日投資を大きく促進するものと確信しています。		法務省	
z0500002	研修制度における研修時間制限の緩和	5021	5021006	社団法人日本経済団体連合会	11	外国人研修・技能実習制度の見直し		深夜の研修を行う必要性が認められ、管理体制が整備されている企業については、研修時間帯制限を緩和すべきである。 企業が独自に研修生受入を行う場合においても、適正な研修実施体制が確保されている企業については、商工会議所や協同組合等と同様に、実務研修実施機関の常勤職員数に応じて、受入れ枠を緩和するべきである。		海外関係会社の人材育成・技術支援を考慮した時、現状の日勤時間帯のみの研修では限界がある。例えば、操業機器の保全作業などは深夜・夜間の時間帯にトラブルを解決しておく手法の確立が必要である。また、24時間3交代制での勤務形態を持つメーカーでは、現地の製造工場の運営に貢献できるよう深夜・夜間における作業研修が必要である。 外国人研修・技能実習制度は、開発途上国の人材育成協力の観点から行われており、今日の急速なグローバル化の進展と技術や業務運営等の革新・複雑化に鑑み、多くの外国人が今まで以上に十分な研修・実習を受けることが可能となるよう、制度の見直しが必要である。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 出入国管理および難民認定法に基づく指導 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針 技能実習制度推進事業運営基本方針	法務省	外国人研修を行う場合、深夜・夜間研修は認められない。 研修生の受入れ人数は、当該受入れ企業の常勤職員総数の20分の1(5%)以内となっている。なお、商工会議所や協同組合を通じて受け入れる場合には受入れ可能な枠が緩和される。
z0500003	研修生受入れ人数枠の緩和	5021	5021006	社団法人日本経済団体連合会	21	外国人研修・技能実習制度の見直し		深夜の研修を行う必要性が認められ、管理体制が整備されている企業については、研修時間帯制限を緩和すべきである。 企業が独自に研修生受入を行う場合においても、適正な研修実施体制が確保されている企業については、商工会議所や協同組合等と同様に、実務研修実施機関の常勤職員数に応じて、受入れ枠を緩和するべきである。		海外関係会社の人材育成・技術支援を考慮した時、現状の日勤時間帯のみの研修では限界がある。例えば、操業機器の保全作業などは深夜・夜間の時間帯にトラブルを解決しておく手法の確立が必要である。また、24時間3交代制での勤務形態を持つメーカーでは、現地の製造工場の運営に貢献できるよう深夜・夜間における作業研修が必要である。 外国人研修・技能実習制度は、開発途上国の人材育成協力の観点から行われており、今日の急速なグローバル化の進展と技術や業務運営等の革新・複雑化に鑑み、多くの外国人が今まで以上に十分な研修・実習を受けることが可能となるよう、制度の見直しが必要である。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 出入国管理および難民認定法に基づく指導 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針 技能実習制度推進事業運営基本方針	法務省	外国人研修を行う場合、深夜・夜間研修は認められない。 研修生の受入れ人数は、当該受入れ企業の常勤職員総数の20分の1(5%)以内となっている。なお、商工会議所や協同組合を通じて受け入れる場合には受入れ可能な枠が緩和される。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500004	企業内転動に関する在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「企業内転動」の項	在留資格「企業内転動」に係る上陸許可基準において、転動の直前に外国にある本店等の事業所において一年以上継続して在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」の業務に従事していることが要件とされている。	c	-	企業内転動は「技術」又は「人文知識・国際業務」の特例的な制度であり、1年以上の業務経験要件は企業内転動形態の場合について、「技術」又は「人文知識・国際業務」に求められる要件を課す代わりに求められているものであり、企業内転動制度の本質に関わる要件であることから、その緩和は事実上の単純労働者の受入れにつながるおそれがあり、業務経験に係る要件の緩和措置を講ずることは困難である。 なお、提案者の要望にあるような「即戦力となる人材」であれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たすものと考えられ、基準を緩和する必要性も認められない。		企業内転動は、本邦機関との直接の雇用契約は必ずしも前提とされていないが、「技術」及び「人文知識・国際業務」は、契約が必要とされているのみで、原則雇用契約を前提とされていると解されており、いかなる契約で申請できるかが不明確である。また、転動に伴い入国する外国人に係る在留資格について周知徹底が図られておらず、また入国管理窓口等においても適切な助言がなされていないとの指摘もある。上記観点を踏まえ、具体的な対応策について検討し、示されたい。またその実施時期等についても示されたい。	a	-	「企業内転動」の在留資格をもって在留する外国人が行うことができる活動は、「技術の頂及び人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動」であり、従って、同一法人内の企業内転動の場合、外国において締結された雇用契約が維持されているので新たな契約が必要ないということだけであって、本邦の公私の機関との契約を必要としなければない。 出入国管理及び難民認定法別表第1「技術」及び「人文知識・国際業務」に規定されている「本邦の公私の機関との契約に基づいて」に係る趣旨について周知徹底を図ることとする。	5021260	社団法人日本経済団体連合会	11
z0500005	在留資格認定証明書の申請手続に係る優良事業者への処分の迅速・簡素化	出入国管理及び難民認定法第7条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2	在留資格認定証明書交付申請を行う者は、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2で定めるところにより、提出書類等を提出の上、申請を行わなければならない。	d	-	外国人を受け入れることについて特段の問題がないと認められる優良事業者を受入機関とする在留資格認定証明書交付申請の場合には、これまでも処理の迅速化に努めているところである。		迅速かつ円滑な入国手続等が求められているにも関わらず、在留資格認定証明書の申請から発行までに半年も要するケースがあるとの指摘がある。要望は、優良な受入企業に限定した上で当該措置を求めているものであり、上記事実を踏まえ、具体的な対応策について検討し、示されたい。またその実施時期等についても示されたい。	a	-	外国人労働者の雇用先のうち、優良なものからの在留資格認定証明書の交付申請に係る手続について、今後とも、その迅速化に努めるよう、本年度中に地方入国管理局に対し指示を行うこととする。	5021261	社団法人日本経済団体連合会	11
z0500006	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	出入国管理及び難民認定法第16条	外国人乗員が、船舶等の乗換え、乗組み、休養、買物、その他これらに類似する目的をもって15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合に許可している。	c	-	乗員上陸許可の目的からしても、15日を超える期間上陸を認める必要性はないものと考えられる。		本規制により、外国人乗組員の人道上的配慮に欠ける恐れや、十分なサービス提供の機会が損なわれること、当該船の運行計画策定に支障が生じること等の問題が生じているとの指摘がある。これら観点も踏まえ、再度検討されたい。	-	-	人道に必要と思われる場合等については、乗員上陸許可の取扱いについて柔軟に対応しているところである。	5035005	社団法人日本船主協会	11
z0500007	出入国管理規制の緩和	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第10の4	在留資格「研修」については、在留期間の上限は1年となっており、研修を含めた研修・技能実習生の在留期間の上限は3年となっている。	c	-	問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じた国際貢献という研修・技能実習制度の目的に照らして、定住化を促すような期間設定は避けるべきであることから、在留期間を伸長することは困難である。		開発途上国への貢献等の観点から、期間延長等の可否について再度検討し、示されたい。	-	-	問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じた国際貢献という研修・技能実習制度の目的に照らして、定住化を促すような期間設定は避けるべきであることから、在留期間を伸長することは困難である。	5119009	長野県	11
z0500008	来日外国人 組織犯罪の防止の強化	出入国管理及び難民認定法第19条、第24条第4号イ、第70条第1項第4号、第73条、第73条の2	出入国管理及び難民認定法において、同法に違反する資格外活動に係る退去強制事由及び罰則並びに外国人に不法就労活動をさせた事業主に係る罰則が規定されている。	b	-	留学生等としての活動実態のない外国人に係る在留資格取消し制度の新設の他、不法滞在に係る罰則の強化について検討している。 なお、留学生等の入国・在留審査において一層の適正化を図るよう指示したところである。		具体的な検討内容及び実施時期について示されたい。	-	-	在留資格取消し制度の新設に加えて、不法滞在に係る罰金の引き上げ等について検討しており、本通常国会に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を提出する予定である。	5145014	東京都	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500004	企業内転勤に関する在留資格要件の緩和	5021	5021260	社団法人日本経済団体連合会	11	企業内転勤に関する在留資格要件の緩和		「一年以上継続して」という要件を「一カ月以上継続して」という要件に緩和すべきである。		国際的なプロジェクトまたは工場の立ち上げ等に伴い、日本企業の本店、支店その他の事業所における勤務者を本邦に引き、業務を遂行させるケースが増えている。例えば、英語を母国語とする国においてエンジニアを雇い、日本に転勤させ即戦力として活用する事例が増えているが、就業経験1年以上という要件のため、スピーディに事業を遂行することが困難となっている。 企業内転勤の円滑かつスピーディな流れの確保は、日本企業の国際競争力強化の観点から不可欠である。	出入国管理及び難民認定法、 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	法務省	出入国管理及び難民認定法 同第7条第1項第2号の基準を定める省令においては、「企業内転勤」という在留資格に基づいて在留する外国人に対して、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して(中略)業務に従事していること」が求められる。
z0500005	在留資格認定証明書の申請手続に係る優良事業者への処分の迅速・簡素化	5021	5021261	社団法人日本経済団体連合会	11	在留資格認定証明書の申請手続に係る優良事業者への処分の迅速・簡素化【新規】		在留資格認定証明書の申請手続に関して、優良事業者(例えば、過去数年間にわたって、今までの申請において不許可となった事例がなくかつ許可された外国人に関して事故が発生した事例もないような企業等)を認定する制度を設け、こうした事業者(受入機関)が代理人として在留資格認定証明書の交付を申請をする場合には、特別に迅速かつ簡易な手続により当該申請に対する処分を行なうべきである。		企業活動の国際化、複雑化に伴って、専門的、技術的分野の外国人を日本において雇用したり、或いは教育・研修目的での企業内転勤を行う事例等も増えている。こうした移動はプロジェクトベースで行うことが多く、円滑かつスピーディである必要があるが、現在のように、数カ月から半年もかかり、さらに個人によって期間が異なる在留資格認定手続では、円滑な流れが阻害される。こうした企業内転勤の円滑かつスピーディな流れの確保は、日本企業の国際競争力強化の観点から不可欠である。 今までに申請が不許可になった事例がなく許可された外国人にも問題事例がないような優良事業者が受入機関となる場合には、招聘した外国人に関して、今後も問題が起きることは想定しにくい。こうした事業者に対して、迅速かつ簡易な手続が導入されれば、ビジネスの予見性が高まるとともに、スピーディに事業を遂行することができるようになる。	出入国管理及び難民認定法第7条の2 行政手続法第3条第10項	法務省	出入国管理及び難民認定法に基づく処分及び行政指導は、行政手続法第3条第10項に基づき、行政手続法の適用除外となっており、標準処理期間も設定されていない。在留資格認定証明書の申請後、許可或いは不許可の処分に至るまでに数カ月から、長い場合には半年を要することがある。
z0500006	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	5035	5035005	社団法人日本船主協会	11	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長		近年におけるマルシップ外航客船の国内就航状況に鑑み、上陸許可期間の延長や数次上陸許可を認めること。		乗組員の上陸は15日を超えない範囲内で許可されており、マルシップ外航客船については、初回の申請で15日の上陸許可を得た後、必要な時点で再度申請することにより新たに15日の上陸許可が認められている。ただし、3度目以降の上陸許可申請は、外国へ向け出港し再度日本の港に入港しない限り受け付けられない。	出入国管理及び難民認定法第16条	法務省	
z0500007	出入国管理規制の緩和	5119	5119009	長野県	11	出入国管理規制の緩和		技能実習制度において、外国人技能実習生の滞在期間(研修期間を含む)を現行の最長3年から5年以内に延長すること。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)第1・4の規定の改正	技能実習生が、現在の3年という期間で基礎から応用までの技能を身に付けることは、職種によっては困難となっている。 出入国管理法では、外国人IT技術者や外国人研究者の在留期間について、3年から5年以内とする特例措置が認められている。 また、3年という期間となった平成9年から相当年経過しており、早期の改正が望まれる。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)第1・4	法務省	
z0500008	来日外国人 組織犯罪の防止の強化	5145	5145014	東京都	11	来日外国人 組織犯罪の防止		入国 在留資格審査の厳格化や資格外活動者に対するペナルティの強化等、入管法の運用 改正を含めた見直しを行うこと。	不法滞在者等の取締りによる来日外国人犯罪の抑止	最近、就学・留学の在留資格の学生、日本人配偶者の風俗店従業員が増加している。もとより、資格外活動許可を受けた健全なアルバイトや日本人配偶者となって在留する外国人の増加は、外国との共生の観点から歓迎すべきことである。 しかし、実態上は、違法な就労や偽装結婚などが多く存在しているといわれている。 また、不法滞在者の多くは不法に就労しているほか、不法滞在者の一部が多発する外国人組織犯罪の温床となっているとの指摘がある。	出入国管理及び難民認定法	法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 ( 対応策 )	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 ( 対応策 )	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500009	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法 施行規則	輸出入 港湾関連手続について、各省庁への届出等のうち一部重複する手続についてシングルウィンドウ化を図ったところである。	b		本年 7 月に他省庁システムとシングルウィンドウ化された乗員上陸許可支援システムについては、II 戦略本部による「電子政府構築計画」において、既存の業務システムに係る最適化計画を 2005 年度末までのできる限り早期に策定することとしている。 従前より手続の簡素化等に努めてきたところであり、現在、国際基準への準拠、手続の簡素化の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約 ( 仮称 ) ( FAL 条約 ) 」の批准に向け、条文内容等を精査しているところである。		国際海運の簡易化に関する条約 ( 仮称 ) ( FAL 条約 ) 」の批准を平成 16 年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。	-	-	FAL 条約の批准については外務省において取りまとめられる事項であるが、法務省としても早期批准が可能となるよう協力してまいりたい。	5021208	社団法人日本経済団体連合会	11
z0500009	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法 施行規則	輸出入 港湾関連手続について、各省庁への届出等のうち一部重複する手続についてシングルウィンドウ化を図ったところである。	b		本年 7 月に他省庁システムとシングルウィンドウ化された乗員上陸許可支援システムについては、II 戦略本部による「電子政府構築計画」において、既存の業務システムに係る最適化計画を 2005 年度末までのできる限り早期に策定することとしている。 従前より手続の簡素化等に努めてきたところであり、現在、国際基準への準拠、手続の簡素化の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約 ( 仮称 ) ( FAL 条約 ) 」の批准に向け、条文内容等を精査しているところである。		国際海運の簡易化に関する条約 ( 仮称 ) ( FAL 条約 ) 」の批准を平成 16 年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。	-	-	FAL 条約の批准については外務省において取りまとめられる事項であるが、法務省としても早期批准が可能となるよう協力してまいりたい。	5035003	社団法人日本船主協会	11
z0500010	弁護士法の改正	旧弁護士法第 33 条 2 項第 8 号、第 46 条第 2 項第 1 号	( 弁護士の調査権について ) ( 参考 ) 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対して、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。弁護士会は、右申請に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる ( 弁護士法第 23 条の 2 )。 ( 弁護士の相談料について ) 日本弁護士連合会及び弁護士会の会則により弁護士報酬の標準を示す規定が定められているが、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律 ( 平成 15 年法律第 128 号 ) により日本弁護士連合会及び弁護士会の会則の記載事項から弁護士報酬の標準を示す規定 ( 旧弁護士法第 33 条 2 項第 8 号、第 46 条第 2 項第 1 号 ) が削除された ( 平成 16 年 4 月 1 日施行 )。	c		弁護士のみの調査権を当事者に付与すべき」との点については、要望の趣旨が不明なため、回答できない。 弁護士の相談料を規制化することについては、弁護士間の適正な競争を確保するため、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律 ( 平成 15 年法律第 128 号 ) により、日本弁護士連合会及び弁護士会の会則の記載事項から弁護士報酬の標準を示す規定 ( 旧弁護士法第 33 条 2 項第 8 号、第 46 条第 2 項第 1 号 ) を削除したところであり ( 平成 16 年 4 月 1 日施行 )、弁護士に対する相談料金を拘束するような規則を設けることは妥当でない。					5142002	個人	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500009	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	5021	5021208	社団法人日本経済団体連合会	11	輸出入 港湾諸手続の簡素化促進		2003年7月に、輸出入 港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたことは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入 港湾諸手続全般の業務改革 (BPR)については甚だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。		例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入 出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通りの紙ベースでの手続が数多く残されているのが現状である。 シングルウィンドウシステムの運用が開始されても、このままでは、真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入 港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力の強化につながらないことが懸念される。	関税法 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律等	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	港湾 輸出入手続に係る各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾 輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものとはいえない。
z0500009	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	5035	5035003	社団法人日本船主協会	11	港湾 輸出入手続等の一層の簡素化		全ての港湾 輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削除 簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入 港湾関連手続のシングルウィンドウ化が関係各省庁により実現されているが、実態は各種申請 手続の見直しや簡素化がなされておらず利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減 簡素化することを要望する。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コンテナ特例法、出入国管理および難民認定法等	国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省	
z0500010	弁護士法の改正	5142	5142002	個人	11	弁護士法の改正		調査権の事件当事者側の委譲及び取得報酬規定を設置すべきである。		弁護士のための調査権は不合理で当事者に限定付与すべきである。また、弁護士への相談料金の不規則により6000円、10000円と各人ごとで異なり、問題である。	弁護士法	司法制度改革推進本部 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500011	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第72条	弁護士法第72条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。	一部 a 一部 d		司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)及びこれにのって作成された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)を受け、司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するための所要の措置として、法務省が「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」を公表。 なお、弁護士法以外の法律において同法第72条の例外が定められていることを明確化する旨の弁護士法第72条ただし書の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号)」が第156回国会で成立(平成16年4月1日施行)。		一部aの部分については、要望内容のとおり弁護士法において対応しない理由を明らかにされたい。	一部 a 一部 d	1 親子会社・グループ企業間の法律事務の取扱いについて、一律に弁護士法第72条の例外とすることについては、次の理由により困難であると考え。 親子会社・グループ企業は法人格を異にし、また、親子会社関係・企業グループにはさまざまな形態が存在するから、親子会社・グループ企業が直ちに実質的に同一であるとはいえない。したがって、親子会社・グループ企業間であっても、弁護士又は弁護士法人でない者がその法律事務を取り扱うことを認めると、会社(企業)の株主や債権者等の関係人の利益をそこね、法律生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害するおそれがあることを否定することができない。 また、仮に完全親子会社間の法律事務の取扱いであっても、これを許容すれば、例えば、いわゆる事件屋が支配する会社が完全親子会社関係を一時的に作出すれば他の会社の法律事務を取り扱うことができることになり、弁護士法第72条の規制の趣旨に反する事態を生じさせるおそれがある。 2 そこで、前回は回答したとおり、司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、法務省は、実費の支払を受けるにとどまる報酬を得る目的のない法律事務の取扱いや、いわゆる「事件性」のない法律事務の取扱いは、弁護士法第72条の対象外であり、親子会社・グループ企業間で自由に行うことができる旨、同条の解釈を明らかにしたものであり、これにより、親子会社・グループ企業間の法律事務の取扱いに関する要望に対しては、相当程度対応できるものと考えている。	5033024	社団法人日本損害保険協会	11	
z0500011	(上記の続き) 弁護士法第72条の見直し									(上記の続き) 3 そして、この問題については、法曹制度検討会においても議論が行われたが、一定範囲の親子会社・グループ企業間の法律事務の取扱いを弁護士法第72条の例外とするべきであるとの議論にはならず、検討会は、法務省の示した解釈を、弁護士法第72条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するための所要の措置として了解している。	5033024	社団法人日本損害保険協会	12	
z0500012	外国法事務弁護士の本邦における事務所設置義務及び本邦在留義務の見直し	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45条、第48条	外国法事務弁護士は、1年のうち180日以上本邦に在留しなければならない。 外国法事務弁護士の事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。また、外国法事務弁護士は、いかなる名義をもつてしても、国内に2個以上の事務所を設けることができない。	c		外国法事務弁護士は、我が国において原資格国法に関する法律事務を取り扱うことを職務としているのだから、形式的に登録のみをして事務員等の資格のない者に法律事務の処理を任せるといふ状態になることを防ぎ、依頼者保護を図るためにも、少なくとも7年の半分程度以上は我が国に在留する必要があると考えている。		要望内容にある、商業施設の要件についても回答されたい。また、在留要件の問題については、通信手段の発達という状況を踏まえれば、身柄が物理的に我が国に存在することの重要性は低下しているといえることから、一定の要件の元、在留要件の緩和を認めることの可否について、再度検討されたい。	c	外弁は所属弁護士会及び日弁連の指導・連絡・監督を受けることとされており、この指導・連絡・監督を受けるに当たって、事務所が存在することは必要不可欠である。なお、同様の義務は日本弁護士にも課されており、外弁のみに不合理な規制を課するものではない。 また、外弁は我が国の資格法制であり、法務省、日弁連による監督の実効性を担保するためにも、現段階では、現行法上の在留要件には合理性があると考えている。	5073008	オーストラリア	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500011	弁護士法第72条の見直し	5033	5033024	社団法人日本損害保険協会	11	弁護士法第72条の見直し		弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわせることが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する。	子会社業務の円滑な運用、子会社の統合、事務量及び経費の合理化が図れる。グループの組織再編、合理化に資する。	グループ経営の進む中で、親会社やグループ内の一部の会社に法務部門等を集約することが機能的にも費用的にも合理的であるため、グループ内の会社の法廷外法律事務(法務関連業務等)を相互委託できるようにしていただきたい。	弁護士法第72条	法務省 司法制度改革推進本部	
z0500011	(上記の続き) 弁護士法第72条の見直し	5033	5033024	社団法人日本損害保険協会	12	(上記の続き) 弁護士法第72条の見直し						法務省 司法制度改革推進本部	
z0500012	外国法事務弁護士の本邦における事務所設置義務及び本邦在留義務の見直し	5073	5073008	オーストラリア	11	外国法事務弁護士に係る在留要件、並びに商業施設要件の撤廃		日本は、国境を越えるサービスの提供、海外でのサービス提供や一時入国というサービス様式で、外国の弁護士が外国法の業務提供を行うためには、外国の弁護士に課されている6ヶ月の在留要件や商業施設要件を撤廃すべきである。		日本は、次のようなサービス様式で外国法の業務を行おうとする外国法事務弁護士に最低180日の在留と商業施設(例、支店の開設)の要件を課している。 ?国境を越えるサービスの提供：オーストラリアの弁護士が電気通信を通して、サービス提供者と顧客が夫々オーストラリアと日本に居ながら、オーストラリア法に関するサービスを提供する場合。 ?海外でのサービス提供：日本の顧客がオーストラリアの弁護士からオーストラリアでオーストラリア法に関するサービスを受ける場合。 ?自然人の一時入国：オーストラリアの弁護士が日本に来て、オーストラリア法に関するサービスを提供し、短期間の後にオーストラリアに帰る(主に、顧客と同伴で一時入国しオーストラリアに帰る)。 オーストラリアは、6ヶ月の在留要件や商業施設の要件は、上記のサービス提供様式でオーストラリアの弁護士がオーストラリアの法律に関するサービスを提供するために、負担が大きく不必要であると考ええる。		法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500012	外国法事務弁護士の本邦における事務所設置義務及び本邦在留義務の見直し	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 45 条、第 48 条	外国法事務弁護士は、1 年のうち 180 日以上本邦に在留しなければならない。 外国法事務弁護士の事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士の地域内に設けなければならない。また、外国法事務弁護士は、いかなる名義をもってしても、国内に 2 個以上の事務所を設けることができない。	c		外国法事務弁護士は、我が国において原資格国法に関する法律事務を取り扱うことを職務としているのだから、形式的に登録のみをして事務員等の資格のない者に法律事務の処理を任せるなどという状態になることを防ぎ、依頼者保護を図るためにも、少なくとも年の半分程度以上は我が国に在留する必要があると考えている。		要望内容にある、業務上の拠点の要件についても回答されたい。また、滞在期間の規制の問題については、通信手段の発達という状況を踏まえれば、身柄が物理的に我が国に存在することの重要性は低下しているといえることから、一定の要件の元、在留要件の緩和を認めることの可否について、再度検討されたい。	c	外弁は所属弁護士会及び日弁連の指導・連絡・監督を受けることとされており、この指導・連絡・監督を受けるに当たって、事務所が存在することは必要不可欠である。なお、同様の義務は日本弁護士にも課されており、外弁のみに不合理な規制を課するものではない。 また、外弁は我が国の資格法制であり、法務省、日弁連による監督の実効性を担保するためにも、現段階では、現行法上の在留要件には合理性があると考えている。	5074009	カナダ	11	
z0500013	外国法事務弁護士による専門職法人の容認	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 45 条	外国法事務弁護士法人の設立は認められていない。	b		我が国の現行法制上も弁護士には支所の設置は認められていない。弁護士法人については支所の設置は認められているが、外弁事務所の法人化については弁護士と外弁との職務範囲の広狭など検討課題が多数あることから、日本の弁護士法人制度の施行状況をも見つつ、慎重に検討していきたいと考えている。		本件については、総合規制改革会議の第 3 次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	b	外弁との協議等により我が国の国際的な法的需要の動向を調査するとともに、改正外弁法施行によって解禁される外弁と日本弁護士との外国法共同事業の実態等を見ながら検討を行う。	5071087	米国	11	
z0500013	外国法事務弁護士による専門職法人の容認	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 45 条	外国法事務弁護士法人の設立は認められていない。	b		我が国の現行法制上も弁護士には支所の設置は認められていない。弁護士法人については支所の設置は認められているが、外弁事務所の法人化については弁護士と外弁との職務範囲の広狭など検討課題が多数あることから、日本の弁護士法人制度の施行状況をも見つつ、慎重に検討していきたいと考えている。		本件については、総合規制改革会議の第 3 次答申においても指摘があった事項であり、この内容を踏まえて再度回答振りを検討されたい。	b	外弁との協議等により我が国の国際的な法的需要の動向を調査するとともに、改正外弁法施行によって解禁される外弁と日本弁護士との外国法共同事業の実態等を見ながら検討を行う。	5073007	オーストラリア	11	
z0500014	改正外弁法に伴う措置の円滑な実施	につき、 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 22 条、第 23 条、第 40 条第 1 項、第 43 条	外国法事務弁護士は、所属弁護士会又は日本弁護士連合会が、外国法事務弁護士に関する事項についての会則の制定又は改廃を審議すべき総会を招集するときは、その総会に出席し、意見を述べ、及び議決に加わることができる。	c		政府は、日弁連及び地方弁護士会が、外弁に適用される規則及び規制に関する総会への参加、それらの総会における外弁の意思表明、及び外弁に適用されるであろうすべての規則及び規制の変更及び実施に関する議決への参加を含む弁護士会の手続に参加する効果的な機会を、外弁に対して提供することを支持している。なお、我が国の弁護士に適用される規則及び規制の作成については、弁護士自治により、我が国の弁護士によって構成される日弁連に委ねられている。		回答では規則の作成が日弁連に委ねられていることを理由に対応不可とされているが、政府として外弁への参加機会の提供を支持しているのであれば、何らかの形で日弁連等に対する指導・要請等を実施することが適切であると思われるので、この点について再度検討されたい。	c	弁護士自治の趣旨から、法務省は日弁連に対していかなる監督権限も有しておらず、指導・要請を行うことはできないが、既に、日弁連との協議を通じて外弁法の正しい理解や弁護士会内手続の適切な運用などについての理解を求めているところである。	5071086	米国	11	
z0500015	外国法事務弁護士の資格取得に係る職務経験要件の見直し	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 10 条	外国弁護士となる資格を有する者が日本において、その資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して 1 年を限度として資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなす。	c		我が国の弁護士又は外弁に雇用されて資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供している外弁となる資格の保有者は、法律事務を行うものではないものの、その労務提供の内容は米国等における若い弁護士の仕事の内容と共通する部分が多く、実務経験として完全に満足し得るものではないといえ、我が国の弁護士又は外弁の適正な監督を受けていることから、例外として特に 1 年を限度に算入できるものとした。 かように日本における労務提供期間の算入は、あくまで例外であり、実務経験と同視することはできないものである以上、算入限度を規制することには、なお合理性があるものと考えられる。 そして、現在の規制の下でも内外の要請に十分に応えることができるものと考えられることから、当面、更なる職務経験要件の緩和は考えていない。		職務経験要件への算入限度について、全面的な撤廃はできないとしても、1 年間という限度を一定の場合に緩和することは本当にできないのか、相互主義の観点等も含め、再度検討されたい。なお、その際は、現状においては内外の要請に充分応えるものとなっていないからこそ、要望が出されていることを十分に認識されたい。	c	現行の外弁法は、職務経験要件として顧客への直接的な法律サービスの提供を前提としており、我が国における外国弁護士としての活動には、顧客への直接的な法律サービスの提供が含まれないことから、現段階において、算入制限には合理性があると考えている。 しかし、今後も国際的動向の状況等にも配慮していく必要があるとは考えている。	5071088	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500012	外国法事務弁護士の本邦における事務所設置義務及び本邦在留義務の見直し	5074	5074009	カナダ	11	外国弁護士に係る規制の見直し		特に、業務上の拠点の要件や、国境を超える取引、海外における消費、業務上の拠点を通じてのサービス提供により、外国の法律や国際公法に関して助言する外国の法律コンサルタントの滞在期間の規制を撤去するよう日本に強く要請致します。		カナダは、日本弁護士(弁護士)と外国弁護士(外弁)の提携の自由に関する規制を実質的に取り除いた「外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法」の改正案の制定を高く評価します。私達は、この法律を履行するための規則や規定の作成に注目しています。  現在進行中の市場参入に関するGATS(サービスの貿易に関する一般協定)交渉において、カナダは日本に、法律サービスに関する市場参入について責務を果たす努力をするよう要請してきました。		法務省	
z0500013	外国法事務弁護士による専門職法人の容認	5071	5071087	米国	11	外国法事務弁護士による専門職法人設立の制度化推進		外国法事務弁護士が、原資格国における組織の支店を日本において開設することの代案として、日本弁護士による専門職法人と同一の位置づけ、また、利便をそなえた専門職法人を設立することを許可する。 外国法事務弁護士による法律事務所および「共同事業」が、日本弁護士による専門職法人と同一の位置づけで、その支所を日本全国に設置することを可能とする。		外国法事務弁護士および外国法律事務所は、日本弁護士が日本において法務サービスを提供する業務形態と同一の形態を選択することが許されるべきである。米国は、外国法事務弁護士による専門職法人設立の制度化について検討をおこなうとする日本の言葉を歓迎する。この関連で、米国は日本に対して、左記の措置を講じることを要請する。		法務省	
z0500013	外国法事務弁護士による専門職法人の容認	5073	5073007	オーストラリア	11	外国法事務弁護士の法務事務所の法人化の容認		日本は、外国法事務弁護士が法務事務所法人を設立し、日本でこの様な法人を通じて外国法や国際的なサービスを提供が出来るように、同様の法人化の権利を外国法事務弁護士に認めるべきである。		オーストラリアは、2002年4月に法務事務所の法人化が認められるようになったと理解している。2003年1月では、71の法務事務所法人が登録された。しかし、この制度は日本弁護士のみに適応され、外国法事務弁護士の法務事務所を法人化することは認められていない。		法務省	
z0500014	改正外弁法に伴う措置の円滑な実施	5071	5071086	米国	11	改正外弁法に伴う措置の円滑な実施		改正外弁法の提携の自由に関わる条項が、2004年9月までに施行されるように、必要なすべての措置を講じる。 日本弁護士連合会(日弁連)および地方弁護士会が、登録された外国法事務弁護士(外弁)が投票権を有する会員となることを認めること、また、外弁が外弁法および弁護士法の改正に伴う規則、規制の素案作成にたずさわるとの委員会、研究会に完全なかたちで参加することを認めること、さらに、日弁連がそのような規則および規制の素案をパブリック・コメントに付するために、最終決定がなされる代議員会および(あるいは)総会に相当期間先立って公表することを担保する。		米国は、日本が2003年夏に「外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法(外弁法)」を改正し、外国弁護士と日本弁護士による提携の自由に関する規制を実質的に取除いたことを高く評価する。この事は、遠大な影響をもたらす。また、日本の消費者が国際的法務サービスを効率的かつ適時に利用することを可能ならしめるために、ぜひとも必要とされるものである。しかし、この法改正は、可及的速やかに、かつ、改正法の自由化に向けた目的を損なうことなく実施されるべきである。従って、米国は日本に対して、左記の措置を講じることを提案する。		司法制度改革推進本部 法務省	
z0500015	外国法事務弁護士の資格取得に係る職務経験要件の見直し	5071	5071088	米国	11	外弁に関する資格基準の最小化		日本に対して長期的な関心を有し、外国法事務弁護士資格を取得しようとする外国弁護士を励ますために、外国弁護士が日本において原資格国法に関する業務をおこなった全ての期間を、外国法事務弁護士資格の3年間の職務経験要件に算入することを認めることを要請する。				法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500015	外国法事務弁護士の資格取得に係る職務経験要件の見直し	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条	外国弁護士となる資格を有する者が日本において、その資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して1年を限度として資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなす。	c		我が国の弁護士又は外弁に雇用されて資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供している外弁となる資格の保有者は、法律事務を行うものではないものの、その労務提供の内容は米国等における若い弁護士の仕事の内容と共通する部分が多く実務経験として完全に満足し得るものではないといえ、我が国の弁護士又は外弁の適正な監督を受けていることから、例外として特に1年を限度になお算入できるものとした。かように日本における労務提供期間の算入は、あくまで例外であり、実務経験と同視することはできないものである以上、算入限度を規制することには、なお合理性があるものと考えられる。そして、現在の規制の下でも内外の要請に十分に答えることができるものと考えられることから、当面、更なる職務経験要件の緩和は考えていない。		職務経験要件への算入限度について、全面的な撤廃はできないとしても、1年間という限度を一定の場合に緩和することは本当にできないのか、相互主義の観点等も含め、再度検討されたい。なお、その際は、現状においては内外の要請に充分応えるものとなっていないからこそ、要望が出されていることを十分に認識されたい。	c	現行の外弁法は、職務経験要件として顧客への直接的な法律サービスの提供を前提としており、我が国における外国弁護士としての活動には、顧客への直接的な法律サービスの提供が含まれないことから、現段階において、算入制限には合理性があると考えている。しかし、今後も国際的動向の状況等にも留意していく必要があるとは考えている。	5073006	オーストラリア	11	
z0500016	裁判官への職責義務の拡大、裁判所の責務明確化・事務の規正	(裁判官) 憲法 裁判所法 (裁判所職員) 裁判所職員臨時措置法 国家公務員法 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程 裁判所職員倫理規則	(裁判官) 憲法等による身分保障あり (裁判所職員) 国家公務員法に基づく守秘義務が課されている。国家公務員倫理法に基づき贈与等報告書などの報告義務が課されている。国家公務員倫理規程が定める利害関係者(例えば事件当事者等)からの贈与、供応接待等の行為が禁止されている。	d		既存の法令により対応						5142003	個人	11
z0500017	第三国法の助言に関する外国人弁護士に対する規制の見直し	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第5条の2	外国法事務弁護士が、第三国法に関する法律事務を行うに当たっては、書面による助言を受けることを条件としている。	c		我が国において、資格取得国の法に関する法律事務といふ限られた範囲でしか業務を行うことができない外国法事務弁護士が、第三国に関する法律事務を行うに当たっては、依頼者保護の観点から、書面による助言を受けることは必要であると考えており、元々我が国国内において取り扱える法律事務の範囲に制限のない日本弁護士の場合と違いがあるのは、やむを得ないことである。		依頼者保護の観点から言えば、日本弁護士についても本来は同様に書面での助言が必要とされなければならないといえ、ご説明は合理性を欠くのではないかと。助言を書面以外のもので足りることにする等も含めて、本件規制の見直しについて再度検討されたい。	c	我が国の弁護士は、制度的には、あらゆる法律を取り扱うことができるのに対し、外弁については、原則として、原資格国法のみでの取扱いが許容されている。我が国の弁護士については、司法試験によって法的能力が確認されており、あえて書面による助言を要求せずとも、適切に第三国法の知見を得て依頼者への法的サービスを提供することが期待できる一方、外弁が、原資格国法以外の第三国に関する法を書面での助言なくして取り扱うことを許容すれば、外弁が法を潜脱して知見なくあらゆる国の法律の取扱いを行うおそれもあり、そもそも原資格国法についての知識を提供させる制度である外弁制度の趣旨が失われかねないことから、現段階では、書面での助言を要求することには合理性があると考えている。	5073005	オーストラリア	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500015	外国法事務弁護士の資格取得に係る職務経験要件の見直し	5073	5073006	オーストラリア	11	外国法事務弁護士の資格取得に係る職務経験要件の見直し		日本は、外国人弁護士が、自国で法律事務を限りなく行える資格を取得するために得た職務経験を、日本でその当該原資格の法律に関する事務を行う目的で登録するために、充分であるとして認めるべきである。 日本で外国の法律に関する事務を行うために登録の申請をする場合、その外国の弁護士の監督の下で、日本で得た全ての職務経験を認めるべきである。		日本は、外国法事務弁護士として自国の法律に関する法律サービスを行うために登録しようとする外国人弁護士に対して、最低3年間の職務経験があることを要求している。しかしながら、自国の法律に関して日本で助言を行うのに、外国の当局がその国の法律に関する助言を行うのに要求するよりも厳しい要件を、日本政府が課すことには基本的に正当性がない。例えば、オーストラリアで制限なく法律事務を行える資格者は、経験に関して、日本の別の、追加的要件を満たさなくても、日本でオーストラリア法に関する助言が行えるべきである。オーストラリアは、この要件が外国人の弁護士に十分な能力があることを確認するためであることは認識しているが、この能力もまた、受け入れ国ではなく外国人弁護士の自国の正当な当局が最も良く判断できる。日本の弁護士は、このような職務要件に煩わされることなくオーストラリアで日本の法律に関して助言することができる。 日本がこうした不必要な追加的な職務経験の要件を廃止しないのであれば、日本は、少なくとも外国法事務弁護士となることを希望する外国人弁護士が、当該原資格国の弁護士の監督下でどこかの国で働こうとも、そのような監督の下で働いて得た期間を認めるべきではないだろうか。3年間の職務経験要件に関して、外国法事務弁護士の資格を得ようとする日本にいる人達に、外国の弁護士の監督下で働いて得た全ての職務経験を、たとえその全てが日本で得られたものであっても、日本の当局は認めるべきである。		法務省	
z0500016	裁判官への職責義務の拡大、裁判所の責務明確化 事務の規正	5142	5142003	個人	11	裁判官への職責義務の拡大、裁判所の責務明確化 事務の規正		裁判官の職権に対する更新制度の設置を要望する。また、裁判所職員の部外人との内通を防止するため、裁判所職員等に対する指導と監督制度の設置を要望する。		裁判官の資質向上のため、淘汰 罷免を厳に慎むこと、裁判所職員の事件への不正介入 部外者との内通を防止することは当然の世論である。		法務省	
z0500017	第三国法の助言に関する外国人弁護士に対する規制の見直し	5073	5073005	オーストラリア	11	第三国法の助言に関する外国人弁護士に対する規制の見直し		登録された外国法事務弁護士が、第三国の法律に関しては日本の弁護士と同じ基準で助言することを認め、第三国で許認可を行う機関や専門あるいは規制機関が、能力を判断するのに適切な機関であること認めるべきである。オーストラリアは、この問題が司法制度改革の議題として取り上げられることを希望する。		日本では、登録された外国法事務弁護士は、その第三国の外国人弁護士からの書面による助言によってのみ、第三国の法律に関する助言を行うことが認められている。反対に、日本の弁護士は、外国の法律についての資格の有無に関わらず、すべての国の法律に関する助言が許されている。外国法事務弁護士は、法律の資格を取得した国の法律についてのみ助言することが可能になっている。しかし、双方とも第三国の法律に関して資格が無いような場合でも、日本の弁護士が第三国法の法律事務に関して規制の対象にならないのに、なぜ外国人の弁護士だけが規制を受けなければならないのかが明らかでない。オーストラリアは、日本での法律学習の課程にアメリカやイギリスの法律の要素が含まれていることは理解しているが、その何れもが必修ではないと理解している。オーストラリアの法律学習課程についても同様のことが云える。オーストラリアは、第三国法の助言に関する外国法事務弁護士の条件は、日本人弁護士に対する条件と同一にされるべきであると考え。更に、第三国で許認可を行ったり、専門的な、あるいは規制を行っている機関が、その国の法律についての能力や経験を判断するのに適した機関であることを認識すべきである。		法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500018	知的財産の侵害に対する執行制度の強化	-	-	-	-	法務省は、民事基本法を所管する立場から、文化審議会著作権分科会における検討等知的財産権の侵害に対する損害賠償制度に関する所管府省による検討に協力を行う。						5071017	米国	11
z0500019	先取特権の改正	民法第306条, 第329条	先取特権に関する民法の規定によれば、労働債権(使用人の給料等)には一般先取特権が与えられている(民法306条)。また、売掛債権のうち、動産の売買を原因とする債権については、動産先取特権が与えられている(民法322条)。そのほかの売掛債権や貸金債権は、先取特権によって優先弁済を受けうる債権とはされていない。	c		民法上、労働債権及び売買代金債権たる売掛債権については現に先取特権による優先弁済権が与えられており、その保護で十分であると考えられる。他方、売買代金債権以外の売掛債権や貸金債権については、取引関係から生じるごく一般的な債権であることから、優先弁済権を与えないこととされたのであって、現行制度には合理性がある。仮にこれらの債権にまで先取特権を与えるならば、取引関係から生じるほとんどすべての債権が先取特権を有することになってしまい、優先弁済権として実質上の意味を持たないし、その他の一般債権者を害することとなるおそれがある。		回答では、現行制度には合理性があると判断することを根拠に、対応不可とされているが、 要望は、失業問題における従業員の不安軽減、中小企業の連鎖倒産防止、金融機関の無担保融資の促進の観点から、労働債権及び売掛債権、貸金債権を租税債権に優先させることを求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	労働債権、売掛債権及び貸金債権を租税債権に優先させる措置の採否については、国税徴収法上の国税優先の原則等(国税徴収法第8条等)を改めるか否かという問題であるため、民事基本法を所管する法務省において対応できる問題ではない。	5083002	慶應義塾大学 ビジネススクール 許斐研究室	11	
z0500020	敗者復活制度の拡充	人権擁護委員法6条 12条	人権擁護委員は、市町村(特別区を含む)の区域において、無償で人権擁護活動を行う任務を持った人々です。この制度は、地域住民の中から、人格識見の優れた人を選び、その協力を得て国民の日常生活に接しつつ、人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害が起きないように監視し、人権を擁護していくという考えから設けられたものです。	d		人権擁護委員の選任については、まず、市町村長が、市町村議会の議員の選挙権を有する住民の中で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者から、候補者を選任し、市町村議会の意見を聴いた上で、法務大臣に推薦します。そして、法務大臣がこれら候補者について、当該市町村の所在する都道府県内の弁護士会、都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、人権擁護委員としてふさわしいかどうか判断し、委嘱しています。このように厳格公平な手続を経て、法務大臣から委嘱された者が人権擁護委員としての職務を行うこととなりますが、その職務を行うに当たっては、関係者の身上等に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属関係によって、差別的又は優先的な取扱いをしてはならず、不偏不党、中立公正な立場に立たなければなりません。これらがいずれも人権擁護委員法に規定され、人権擁護委員においては、人一倍の人権感覚を身に付け、人権侵害があればこれに対し鋭い感覚を働かせ、不法な権力行使や暴力に真っ向から対決する勇気と、国民の基本的な人権を否定する考え方を一掃する強い信念を持ち、地域に密着し、それぞれの専門性と知識を生かし、人権問題の解決に努めているところです。		回答では、人権擁護委員の選任については、厳格公平な手続を経ており、かつ委嘱された委員は人権擁護委員法の規定に従って職務を遂行するとされており、現行制度下で対応可能とされているが、 要望は、地域住民から選任されると過去の秘密が知られる等の理由から相談しにくい、地域住民以外の人を選任する制度の実現を求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて示されたい。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	人権擁護委員は、地域住民の日常生活に接しつつ広く人権尊重思想を普及する機関として、人権啓発活動を行うほか、人権相談に従事し、人権侵害の早期発見に努め、人権救済におけるアンテナ機能を担うことなどにより、地域社会のニーズを把握し、これを国の人権擁護のための施策にフィードバックしています。こうした地域社会に根ざした活動を行う人権擁護委員の性格に照らせば、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者をその市町村の中から人権擁護委員として選任し配置することは妥当であると考えています。確かに、顔見知りの人権擁護委員に相談することは抵抗があるというも否定しませんが、人権擁護委員が行う人権相談は法律上も秘密厳守とされていますので、相談内容が他に漏れいすことはありません。なお、人権擁護委員のほかに法務局職員も相談に応じています。	5123003	社会福祉法人 鞍手会	11	
z0500021	一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与	民法施行法第5条	確定日付ある証書として、公正証書、官庁又は公署においてある事項を記入し日付を記載した私署証書等が規定されているほか、指定公証人が電磁的記録に記録された情報に日付情報を付した場合には当該情報も確定日付ある証書とみなされている(民法施行法第5条)。	c		指名債権譲渡の対抗要件としての債務者に対する通知・承諾は、確定日付ある証書をもってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないとされ(民法第467条第2項)、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互間の優劣は、確定日付ある証書による通知・承諾の先後関係によって決せられる。このように確定日付には、当事者の権利の得喪に直接関わるといふ法律上の効力が認められている。財産が二重に譲渡された場合の譲受人相互間の優劣を決する第三者対抗要件としては、このほかに、不動産や自動車等に関する登記・登録制度があるが、いずれも国によって運営されている。これは、第三者対抗要件が国民の権利の得喪に直接関わるといふものであり、高度の信用性、制度としての永続性の確保が強く要請されることによる。したがって、民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付の効力を付与することは、法制上困難である。		回答では、第三者対抗要件が国民の権利の得喪に直接関わるものであり、高度の信用性、制度としての永続性の確保が強く要請されることを根拠に、対応不可とされているが、 要望内容は、一定の条件を満たした、または、認定を受けた民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付の効力を付与することを要望しているものであり、この点についてのどうすれば実現可能かの観点から具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	前回答のとおり、確定日付には、国民の権利の得喪に直接関わるといふ法律上の効力が認められていることから、民間による確定日付付与を認めることは、法制上困難である。	5143045	社団法人全国 信用金庫協会 信金中央金庫	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500018	知的財産の侵害に対する執行制度の強化	5071	5071017	米国	11	知的財産の侵害に対する執行制度の強化		侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利保有者が公平に保証されることを確保し、また実際の損害額を計算するという費用がかかり、かつ困難な負担から司法関係者を開放するような法定損害賠償制度を採択し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。		日本は日本経済を活性化するためにITとともにも知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通して知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		法務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	
z0500019	先取特権の改正	5083	5083002	慶應義塾大学 ビジネススクール 許斐研究室	11	先取特権の改正		一般の先取特権順位は租税債権が最上位であるが、従業員への未払い賃金、退職給与等の労働債権、及び取引先や金融機関等の売掛債権や貸金債権を優先して弁済を受けられるように改正する。		失業問題における従業員の不安軽減及び中小企業の連鎖倒産防止、金融機関の無担保融資の促進	民法等	法務省 財務省	
z0500020	敗者復活制度の拡充	5123	5123003	社会福祉法人 鞍手会	11	敗者復活制度の拡充で人権問題(あらゆる差別)を解決する		過去の人生で犯罪者や破産者であった人は、受勲が難しい。 人権問題の相談責任者や教育委員会の委員長に、その地域の人が就任することで過去の秘密を知られ相談がしにくい。	人権問題を解決する期間に従事する人は内閣府等で任命された、公平に判断できる人で構成する。地縁者、血縁者の多いローカル地区においては、地元の人を任命しない。判断が情に陥り易い。 行政や会社で公平に判断できる知識・教養のある他地域で実績があった人を任命する。	人権問題や教育問題を解決する人選は、特定の宗教や地元で一緒に生活している人には出来にくい。日本には「世間」という文化合い構造風土がある。 自分だけが良ければと思っている人間の本能を理性で抑え、小さな不法行為をも逃さない手法で、ニューヨークの犯罪を減少させた前市長の考えを取り入れる。	憲法13条、民法709条(不法行為)	法務省	文化、経済、科学、スポーツ、教育等で活躍した人や高額納税者の人を表彰し、生涯年金をプラスで保証する 1万人に一人の割合で表彰し、頑張った人を誰でも表彰して活力ある日本にする。 添付資料 第三号 3-6 第七号 「構造改革活動レポート」 第八号 「社会福祉法人鞍手会理事評議委員会 議事録内容」参照
z0500021	一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与	5143	5143045	社団法人全国 信用金庫協会 信金中央金庫	11	一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与		電子署名法上の認定を受けた認証事業者等一定水準以上の技術的信頼性を有する民間事業者がタイムスタンプを付した電子データについて、電子公証制度における電子確定日付と同様に確定日付ある証書とみなすこととする。		指定公証人が日付情報を付した電子データは確定日付ある証書とみなされるため同様の対応を願いたい。	民法施行法第5条	法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500022	事業向け融資における個人保証の禁止	民法第446条～第465条	事業向け融資における個人保証を制限するような民事上の措置は存在しない。	b		事業向け融資における個人保証の全面的禁止は、事業資金の円滑な調達を阻害するおそれがあるため措置困難であるが、根保証については、保証人が過大な責任を負うこととなる場合があるなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、関係省庁とともに、融資の際の個人保証の在り方について、法的措置の要否を含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得る。		回答では、個人保証の在り方について、平成16年度中に結論とされているが、倒産件数の急増に伴う保証人の破産等の問題が深刻化している昨今の状況においては、早急な対応が必須であり、平成16年度までに措置されることの可否について改めて検討されたい。	b		個人保証(特に根保証)の適正化を図るための法的措置の内容等について審議するため、法制審議会への諮問を行い、平成16年度中に結論を得て必要な措置を講ずる予定である。	5083001	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0500023	差押禁止財産の範囲の見直し	民事執行法第131条、第152条第1項及び第2項 民事執行法施行令第1条、第2条	債務者等の生活に必要な動産、債権の差押えを禁止している。	a		差押禁止金銭の範囲について、債務者等の標準的な世帯の「1月間」の必要生計費を勘案して政令で定める額(民事執行法第131条第3号)としていたものを、本年度の通常国会で成立した担保物権及び民事執行制度の一部を改正する法律により「2月間」に拡大し、同法を平成16年4月1日に施行する予定である。そして、その施行に伴い、差押禁止金銭及び差押禁止債権に関する政令で定める額(民事執行法施行令第1条及び第2条)についても、標準的な世帯の必要生計費の推移等を踏まえて見直しを行う予定である。		回答では、差押禁止金銭及び差押禁止債権に関する政令で定める額(民事執行法施行令第1条及び第2条)についても、標準的な世帯の必要生計費の推移等を踏まえて見直しを行う予定であるとされているが、実施時期が明確でない。 実施時期について具体的に示されたい。 また、見直しにあたっては、ベンチャー創業促進の観点から、最低生活ができる基礎となる個人住宅等の財産の保全を考慮されたい。	a	差押禁止金銭の範囲について、債務者等の標準的な世帯の「1月間」の必要生計費を勘案して政令で定める額(民事執行法第131条第3号)としていたものを、本年度の通常国会で成立した担保物権及び民事執行制度の一部を改正する法律により「2月間」に拡大し、同法を平成16年4月1日に施行する予定である。そして、その施行に伴い、平成15年度中に、差押禁止金銭及び差押禁止債権に関する政令で定める額(民事執行法施行令第1条及び第2条)についても、標準的な世帯の必要生計費の推移等を踏まえて見直しを行う予定である。これ以上に、債務者の住宅等の差押えを禁ずるものとするのは、債権者が債務者から弁済を受けることができる金額が減少することになり、債権者の権利実現に重大な影響があることや、物的担保のない者に対する金融機関の融資を収縮させるおそれもあること等の理由から、なお慎重な検討が必要である。	5083003	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	
z0500024	船舶登記制度と船舶登録制度の一元化	船舶法 船舶登記規則	船舶法第1条の要件を満たす日本船舶の所有者は、船舶に関する権利変動を公示し、取引の安全を図るといふ私法上の目的を持つ船舶登記、及び船舶の国籍を証明し、行政上の取締り及び管理に資するといふ公法上の目的を持つ船舶の登録を行う。 船舶所有者は、商法第686条及び船舶法第5条及び附則第34条の規定により登記所に船舶登記を為し、船舶法第5条の規定により国土交通省地方運輸局等船舶登録事務取扱官署(以下「管海官庁」という)の船舶原簿に登録し、船舶国籍証書の交付を受ける。 船舶国籍証書は、船舶法第6条の国旗掲揚又は船舶の航行開始要件であるとともに、所有者の記載は商法第687条により船舶所有権について第三者に対抗することとなる。	a		現在、国民の負担を出来る限り軽減するための制度として、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について管海官庁に変更登録の申請があった場合に、管海官庁から登記所へ変更登記の囑託(囑託制度)の創設を検討している。		管海官庁から登記所へ変更登記の囑託(囑託制度)の創設についての実施時期を明確化されたい。 要望は変更登記(登録)についてのみならず、船舶の登記及び登録の一元化を求めており、この点についての措置の可否を検討し、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	a	船舶登記規則(明治32年勅令第270号)及び船舶法施行細則(明治32年通信省令第24号)を改正し、平成16年4月1日から、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について、管海官庁から登記所へ変更登記の囑託を行う制度の運用を開始する予定。なお、その他の手続きについては、私法上の権利関係を公示する制度である登記と船舶の個別的な識別と日本国の国籍を公示する登録の制度と差異があり、一元化は困難であるが、申請者の負担を軽減する観点から引き続き検討する。	5035008	社団法人日本船主協会	11	
z0500024	船舶登記制度と船舶登録制度の一元化	船舶法 船舶登記規則	船舶法第1条の要件を満たす日本船舶の所有者は、船舶に関する権利変動を公示し、取引の安全を図るといふ私法上の目的を持つ船舶登記、及び船舶の国籍を証明し、行政上の取締り及び管理に資するといふ公法上の目的を持つ船舶の登録を行う。 船舶所有者は、商法第686条及び船舶法第5条及び附則第34条の規定により登記所に船舶登記を為し、船舶法第5条の規定により国土交通省地方運輸局等船舶登録事務取扱官署(以下「管海官庁」という)の船舶原簿に登録し、船舶国籍証書の交付を受ける。 船舶国籍証書は、船舶法第6条の国旗掲揚又は船舶の航行開始要件であるとともに、所有者の記載は商法第687条により船舶所有権について第三者に対抗することとなる。	a		現在、国民の負担を出来る限り軽減するための制度として、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について管海官庁に変更登録の申請があった場合に、管海官庁から登記所へ変更登記の囑託(囑託制度)の創設を検討している。		管海官庁から登記所へ変更登記の囑託(囑託制度)の創設についての実施時期を明確化されたい。 要望は変更登記(登録)についてのみならず、船舶の登記及び登録の一元化を求めており、この点についての措置の可否を検討し、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	a	船舶登記規則(明治32年勅令第270号)及び船舶法施行細則(明治32年通信省令第24号)を改正し、平成16年4月1日から、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について、管海官庁から登記所へ変更登記の囑託を行う制度の運用を開始する予定。なお、その他の手続きについては、私法上の権利関係を公示する制度である登記と船舶の個別的な識別と日本国の国籍を公示する登録の制度と差異があり、一元化は困難であるが、申請者の負担を軽減する観点から引き続き検討する。	5035009	社団法人日本船主協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500022	事業向け融資における個人保証の禁止	5083	5083001	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	事業向け融資における個人保証の禁止		事業向け融資において個人に責任を負わせる保証制度自体を廃止する		新規開業の促進と一度事業に失敗した起業家への再挑戦の道をつくるため。国際競争力確保のため。	民法の保証規定に関する特別法の制定	法務省	差押禁止財産の見直し 参照
z0500023	差押禁止財産の範囲の見直し	5083	5083003	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	差押禁止財産の範囲の見直し		必要生活費の拡大 財産内容(持ち家、生命保険等)の拡大		アメリカ型ベンチャー政策に倣い、倒産ベンチャー 中小企業の再チャレンジの道を確保する。	民事執行法131条 民事執行法152条	法務省	民事執行法は152条「差押禁止債権の条文ですが、必要生活費の範囲の拡大に関連するためあわせて検討対象とすべきである」と考える。
z0500024	船舶登記制度と船舶登録制度の一元化	5035	5035008	社団法人日本船主協会	11	日本籍船の登記・登録の一元化		わが国においては、船舶のみ登記・登録の二元的制度のもとで煩雑な手続きが必要となっているので、登記・登録の一元化を図り、速やかに合理的な登記・登録を可能にすること		日本籍船の登記・登録は、二元的制度の下で手続きが複雑になっている。船舶の登録抹消時においては管海官庁から登記所への囑託により手続きが一元化されていること、航空機においては航空機登録法による航空機の登録と航空機抵当法による抵当権の登録が航空機登録令のもとに一元化されており、自動車においても同様の制度となっていることを踏まえ、船舶の登記・登録の一元化を図り、速やかに合理的な登記・登録を可能にすること。	船舶法、船舶登記規則	法務省 国土交通省	
z0500024	船舶登記制度と船舶登録制度の一元化	5035	5035009	社団法人日本船主協会	11	船舶原簿と船舶登記簿の変更手続きの一元化		わが国においては、船舶のみ登記・登録の二元的制度のもとで煩雑な手続きが必要となっているので、登記・登録に共通する変更事項についても、二度の手続きが必要となる。速やかに変更時の手続きの一元化を実現すること。		既に登録済の船舶において船舶原簿と船舶登記簿に変更があった場合、両者共通の事項については、変更登録を行った管海官庁から登記所への囑託による変更登記の方法等を採用することにより、実質的な一元化を図る。方向で法務省・国土交通省間での協議が進められているとのことだが、速やかに変更時手続きの一元化を実現すること。	船舶法、船舶登記規則	法務省 国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500025	税理士資格付与条件の見直し及び税理士の紛争処理手段への参入拡大	裁判所法	税務を専門に取り扱う裁判所については現在設置されていない。	c	税務を専門的に取り扱う裁判所については、憲法76条2項が「特別裁判所は、これを設置することはできない。」と規定していること等を踏まえ、その要否あり方等を含め、極めて慎重な検討を要する。			租税に関する諸規定が頻りに改正され、その内容が複雑かつ難解なものとなる中、より専門的な紛争処理機関が必要であるとの観点から、以下のような指摘があることを踏まえ、諸外国における例も視野に入れつつ、税務を専門に取り扱う裁判所の設置について、再度検討の上、見解を示されたい。  ・現在、税務訴訟において、一般国民側が勝訴することは、極めて困難な状況にある。 ・これは、非常に専門的な内容を有する税務関係の法令 通達について熟知している裁判官 裁判所職員等が非常に少ないといふことが大きな原因になっているのは否めない。 ・このような状況を変えたいためには、裁判所内に税務に強い者を養成し、課税庁所属の調査の排除等の措置を講じていく必要がある。 ・通常の裁判所の系列に属さない、特別の案件のみを処理する裁判所」といった仕組みではなく、現在、知的財産権に関する訴訟について、専門能力を有する裁判官等により、迅速 的確な事件処理を行う形で改革が進められているのと同様に、通常の裁判所の系列に属しつつ高度の専門性を有する部署を設けていくことを目指すべきである。	c	租税事件を含む行政事件が多く係属する庁には、行政事件を専門的 集中的に取り扱う部を設置しており、すでに専門的処理体制の充実強化が図られている。しかも、全国に係属する租税事件の大半(全国係属事件の約71パーセント)が、このような行政事件の専門部と集中部で処理されている。このような現状に照らすと、再検討要請で意図されている点については、既に措置がとられているものと考えられる。	5150054	株式会社東京リーガルマインド	11	
z0500026	電磁的方法(インターネット)による信託業務に係る公告につき、電子公告制度の導入に関する要綱」における調査機関」の利用の容認	金融機関/信託業務/兼営等 二関スル法律第5条ノ3 同法律施行規則第10条 貸付信託法第6条第1項、第7条第1項		-		要望事項で指摘されている、「証明機関」(平成15年9月10日法制審議会答申の要綱では、「調査機関」に名称を変更)の設置を伴う電子公告の導入に関する商法等の改正法案は、次期通常国会に提出予定であるが、指摘の信託銀行が行う約款変更等の公告につき電磁的方法を許容するか否か、また許容するとした場合に、改正法上の調査機関を利用すべきものとするか否かは、当該公告の根拠法令を所管する金融庁において(後者の事項については、当該公告の制度趣旨、公告をしなかった場合の効果等を考慮し、当省とも協議の上)検討すべき事項であり、現段階において、法務省からコメントすべきものではない。						5006011	社団法人信託協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500025	税理士資格付与条件の見直し、及び税理士の紛争処理手段への参入拡大	5150	5150054	株式会社東京リーガルマインド	11	税理士制度改革		<p>税理士資格の付与条件について、見直しを求めます。</p> <p>税理士の紛争処理手段への参入拡大を認めることを求めます</p>	<p>税理士と公認会計士の業務内容の近接性に鑑み、将来の統合を見据えて資格の付与要件(試験科目の免除等)を見直すことを求めます。</p> <p>税理士に、訴訟代理人となることを認めるとともに、税務を専門に取り扱う裁判所の設置を求めます。</p>	<p>税理士が、その能力を活かして、コンサルティングや地方自治体の外部監査についてより活躍の場を広げ、新規創業を支援すると共に、地方自治の拡充を支援すべきと考えます。</p> <p>税務上の紛争が多発する現状において、迅速な紛争解決を図るべきと考えます</p>	<p>税理士法1条・2条・3条7条・8条 地方自治法252条の28第2項・</p>	<p>財務省 金融庁 法務省</p>	<p>添付資料 1 はじめに～不動産鑑定士試験改革の必要性 2 不動産鑑定士試験改革の内容 3 規制改革対象法令</p>
z0500026	電磁的方法(インターネット)による信託業務に係る公告につき、電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」の利用の容認	5006	5006011	社団法人信託協会	11	電磁的方法(インターネット)による信託業務に係る公告につき、電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用して行えるようにすること。		<p>信託業務に係る公告を電磁的方法(インターネット)を用いて行うことが可能となった場合に、「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用できるようにすること。</p>	<p>委託者・受益者の公告内容認識の利便性向上と併せて電磁的方法を用いて行う公告に対する信頼性の確保。</p>	<p>・信託銀行が行う以下の公告については、現状、電磁的方法(インターネット)による公告は認められていない。                  ・定期的信託契約に係る約款変更時の公告                  信託銀行が定期的信託契約に係る約款変更を行うときは、内閣総理大臣の認可を受けた後に、委託者または受益者に異議申立ての機会を与えるため、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。                  ・貸付信託の契約締結時等の公告                  信託銀行が、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。また、貸付信託に係る信託約款を変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けた後に、受益者に異議申立ての機会を与えるため、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。                  ・なお、信託銀行は、内閣総理大臣の承認を受けた信託約款において、一定の事項(受益証券の券面種類、収益金の割合等)について公告を行うこととしており、その方法は貸付信託法が規定する公告に準じて、日刊新聞紙に掲載して行うこととしている。                  ・上記公告については、15年度に電磁的方法の利用を可能とすることを検討し結論を得るとされている(15.3.28規制改革推進3か年計画(再改定))と                  ころ。                  ・上記公告については、電磁的方法の利用を可能とすることが検討されているが、これが認められた場合にも電子公告が適法に行われたかどうかの証明は重要である。このため、現在検討中の商法改正に係る「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用することにつき、併せて検討することを要望するもの。</p>	<p>・兼営法(金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律)                  ・兼営法施行規則(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則)                  ・貸付信託法                  ・商法</p>	<p>金融庁 法務省</p>	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500027	要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の転写の取扱いの見直し	不動産登記法83条、同114条	要役地を分筆し、分筆後の1筆について要役地地役権を存続させる必要がなくなった場合は、承役地についてする地役権の変更(要役地の変更)の登記がされた後に、職権によりその要役地地役権を抹消することとしている。	a		不動産登記法の全面改正(平成16年通常国会法案提出予定)に伴い、分筆の登記に関する法令の規定を整備する。						5021105	社団法人日本経済団体連合会	11
z0500028	定期借家制度の見直し	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条 借地借家法第38条第2項・第5項	定期借家制度導入前にされた居住用建物の普通借家契約については、当事者の合意に基づく定期借家契約への切替えが、当分の間、禁止されている。定期借家契約を締結する際には、賃貸人は、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく、期間の満了により契約が終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならず、この説明をしなかった場合には契約の更新がないとする特約は無効となる。床面積が200平方メートル未満の居住用建物の定期借家契約については、転勤、療養、親族の介護等のやむを得ない事情により、建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、賃借人に中途解約が認められており、この中途解約権を排除する特約は無効となる。	b		法務省としては、定期借家制度についての本各要望に関して、国土交通省とも連携をとりながら、定期借家制度実態調査を行うなどして必要な検討を行っている段階であり、平成15年度中には結論を出す予定である。なお、検討の結果、改善が必要であるとの結論になった場合には、その事項について改正を行うなどの具体的措置をできる限り速やかに実施する予定ではあるが、具体的な実施時期については、現時点では、未定である。					5021110	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0500029	ファクタリング業務に係る規制の緩和	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項第15号 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条	債権管理回収会社が取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、特定金銭債権と定義されている。	b		債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。	5026020	都銀懇話会	11
z0500030	債権者異議申述期間の短縮	商法第100条第1項、第374条ノ4第1項、第374条ノ20第1項、第376条第1項、第412条第1項、有限会社法第46条、第63条第1項、第63条ノ6第1項、第63条ノ9第1項	株式会社、有限会社が合併、資本減少、準備金減少、会社分割の決議を行った場合及び合名、合資会社が合併の決議を行った場合には、1月を下らない一定期間内に合併等に対する異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、原則として会社に知られている債権者には個別に催告しなければならないこととされている。	c		異議申述期間は、債権者が合併等の内容を周知し、異議を述べるべきか否かを考慮する期間として重要なものであるから、その短縮は極めて困難である。		回答では、期間の短縮は困難とされているが、期間の短縮は企業の意思決定を迅速化するメリットもあることから、現行の1月を下らない期間が、異議申述の考慮期間として妥当性があるのか否かについて、改めて検討されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	前回答したとおり、異議申述期間は、債権者が合併等の内容を周知し、異議を述べるべきか否かを考慮する期間として重要なものである。債権者による異議申述制度は、会社と利害が対立する債権者の利益を保護するための制度であるから、会社の意思決定の迅速化という会社側の利益のみを理由に、債権者の考慮期間である異議申述期間を短縮することはできない。	5077016	任意団体	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500027	要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の転写の取扱いの見直し	5021	5021105	社団法人日本経済団体連合会	11	要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の転写の取扱い		要役地地役権の登記のある土地の分筆登記の申請書に要役地地役権者の権利消滅の承諾書の添付があるときは、要役地地役権の登記は転写しないよう不動産登記法に特例措置を設けるべきである。		現行の不動産登記法では、分筆先の土地に要役地地役権を転写されないようするには、すべての承役地地権者と共同で地役権変更登記を申請する必要があるが、実務的に承役地地権者が多数にわたる場合、すべての承役地地権者から同意を得るのは困難である。地役権は、自己の土地(要役地)の便益のために他人の土地(承役地)を使用する権利であることから、地役権者が要役地地役権を一部放棄しても、承役地の所有権の登記名義人が不利益を被ることはあり得ない。よって地役権者自身が分筆先の土地について権利放棄する旨の承諾書を添付した場合においては、分筆先の土地に要役地地役権の登記を転写すべきではない。確かに、登記官は当事者の意思表示なく地役権の変更の登記に該当する措置をすることはできない。しかし承諾書の添付によって要役地地役権者の地役権の一部放棄の意思が明らかである場合、登記を転写しないことにつきことさら問題ないと考える。	不動産登記法83条、同114条	法務省	行政の道路拡張事業、遊休地の有効活用等に伴う譲渡申請を受けた場合、変電所等の要役地地役権の登記のある土地を分筆する際に、すべての承役地の所有権の登記名義人と要役地地役権者と共同で、地役権変更登記をしない限り、分筆先の土地に要役地地役権の登記が転写されてしまう。
z0500028	定期借家制度の見直し	5021	5021110	社団法人日本経済団体連合会	11	定期借家制度の見直し【新規】		定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。 定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。		既存の借家契約を定期借家に切り替えることが出来ないことが制度普及のネックとなっている。 契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続を煩雑にするだけである。 借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条 借地借家法38条 2項、38条 5項	法務省	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期賃貸住宅契約への切替が認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。 定期借家契約に際しては、契約の更新がなく期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法38条 2項)。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくても中途解約できる(借地借家法38条 5項)。
z0500029	ファクタリング業務に係る規制の緩和	5026	5026020	都銀懇話会	11	ファクタリング業務に係る規制緩和		債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える		・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都銀においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ・ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれるれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される	債権管理回収業に関する特別措置法第2条、同法施行令第2条	法務省	
z0500030	債権者異議申述期間の短縮	5077	5077016	任意団体	11	債権者異議申述期間の短縮		債権者異議申述期間短縮のため、公告掲載後「二週間を下ることを得ず」に改正することを希望する。	株式会社決議事項に関し、次の事項の債権者異議申述期間は、公告掲載後「一月を下ることを得ず」と規定されている。(1)資本減少(2)合併(3)新設分割(4)吸収分割(5)法定準備金減少 資本準備金減少 利益準備金減少 資本準備金及び利益準備金減少	株式会社の意志決定が早くなり、株主、債権者の利益に繋がる	商法	法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500031	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	商法第211条の2	子会社による親会社株式の取得は原則として禁じられている。	b		子会社による親会社株式の取得の規制の在り方の見直しの要否等については、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ、会社法制の現代化については、規制改革推進3か年計画(再改定)「平成15年3月28日閣議決定」においても平成17年を目標に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから、当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では、法制審議会において検討されているとのことであるが、元来自己株式取得規制の先達行為を防止するという本規定の趣旨に鑑み、自己株式取得が認められた現在においては、本規定の意義が失われていることから、早急に見直しを行うべきである。	b	再検討要請においては、「自己株式取得が認められた現在においては、本規定の意義が失われている」と指摘されている。しかし、自己株式取得は、財源規制や手続規制という代替措置のもとに認められたものであり、子会社による親会社株式の取得については、そのような代替措置が技術的に困難であるために原則的な禁止規制が維持されているものであって、規定の意義が失われたとはいえない。なお、この点に関しては、規制の在り方の見直しの要否等について、会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行ってまいりたい。	5111011	社団法人日本自動車工業会	11	
z0500032	単元未満株主の共益権	商法第221条、第241条第1項	単元未満株主にも一定の共益権が付与されている。	b		単元未満株式の権利内容の在り方の見直しの要否等については、端株制度との調整等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ、会社法制の現代化については、規制改革推進3か年計画(再改定)「平成15年3月28日閣議決定」においても平成17年を目標に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから、当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では、法制審議会において検討されているとのことであるが、単元株制度と単元株制度との整合性等を踏まえ検討し、早急に見直しを行うべきである。	b	単元未満株式の権利内容の在り方の見直しの要否については、単元株制度と端株制度との整合性等を踏まえ、会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行ってまいりたい。	5111009	社団法人日本自動車工業会	11	
z0500033	未公開企業の株式発行手続きの簡素化	商法第232条、第282条の3の2	新株発行には原則として通知・公告が必要とされている。	b		譲渡制限会社における新株発行手続の見直しの要否等については、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ、会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」「平成15年3月28日閣議決定」においても平成17年を目標に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから、当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では、法制審議会において検討されているとのことであるが、譲渡制限会社における新株発行手続の簡素化は、機動的な新株の発行による資金調達を可能とすることから、早急に見直しを行うべきである。	b	譲渡制限会社における新株発行手続については、譲渡制限会社にふさわしい発行形態の在り方との観点から、会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行ってまいりたい。	5116010	中間法人	11	
z0500034	監査役制度採用会社における利益処分の取締役権限	商法第283条第1項、株式会社の監査等に関する商法の特例等に関する法律第16条第1項、第21条の3第1項	委員会等設置会社以外の会社においては、利益処分は株主総会において承認されるべきこととされている。	b		利益処分の在り方等の見直しの要否等については、他の剰余金の分配制度との整合性等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ、会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」「平成15年3月28日閣議決定」においても平成17年を目標に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから、当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では、法制審議会において検討されているとのことであるが、監査役制度採用会社と委員会等設置会社における利益処分のあり方について整合性を踏まえて検討し、早急に見直しを行うべきである。	b	利益処分の在り方等の見直しの要否については、委員会等設置会社とそれ以外の株式会社との整合性等を踏まえ、会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行ってまいりたい。	5111010	社団法人日本自動車工業会	11	
z0500035	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和	商法第289条第4項、第376条第1項	株式会社の法定準備金の減少については、官報公告及び知れている債権者に対する個別催告が必要とされている。	a		平成15年9月10日に法制審議会から答申された「電子公告制度の導入に関する要綱」においては、株式会社の資本減少・準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別公告を省略することができることとされており、これに基づき商法等の改正法案が、次の国会に提出される予定である。					5026023	都銀懇話会	11	
z0500036	資本金超過法定準備金の取崩しに係る債権者保護手続きの簡素化	商法第289条第4項、第376条第1項	株式会社の法定準備金の減少については、官報公告及び知れている債権者に対する個別催告が必要とされている。	a		平成15年9月10日に法制審議会から答申された「電子公告制度の導入に関する要綱」においては、株式会社の資本減少・準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別公告を省略することができることとされており、これに基づき商法等の改正法案が、次の国会に提出される予定である。					5010007	社団法人第二地方銀行協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500031	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	5111	5111011	社団法人日本自動車工業会	11	子会社による親会社株式保有規制の撤廃		規制を撤廃すべき。	自己株式の取得については、平成13年10月1日施行の改正商法により、一定の財源規制の下で自由にできるものとされたが、子会社による親会社株式保有規制については、見直しが行われていない。	子会社による親会社株式の取得は、自己株式の取得と同一視でき、これを認めると自己株式取得の手段として利用されるとの考えから禁止されていたものであり、従って、自己株式の取得が原則自由とされた以上、子会社による親会社株式保有規制が残っているのは不合理である。	商法第211条ノ2	法務省	・本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく再要望する。
z0500032	単元未満株主の共益権	5111	5111009	社団法人日本自動車工業会	11	単元未満株主の共益権		従来(単元株制度)と同様に、単元未満株主の共益権はないものとすべき。	平成13年6月の商法改正により単元株制度が単元株制度に置き換えられたが、これに伴い単元未満株主にも共益権が付与されることとなった。	単元株制度の導入(昭和56年改正)時に、単元未満株主については、端株主と同様に共益権は付与されないものとされたが、これを置き換えたとする「単元株制度」において、単元未満株主にも共益権があるように変更しなければならない合理的な理由はない。	商法第221条	法務省	・本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく再要望する。
z0500033	未公開企業の株式発行手続きの簡素化	5116	5116010	中間法人	11	未公開企業の株式発行手続きの簡素化		未上場会社の株式の新規発行手続きを簡素短縮化し、機動的な新株の発行による資金調達を可能にしていきたい。	未公開会社において、私募増資を行う場合でも臨時株主総会召集通知を株主総会の2週間以上前に発送する必要がある。また株主総会で新株発行の決議を行った後、払込日の2週間前までに新株発行の通知または公告を行う必要がある。これをそれぞれ3日程度に短縮していきたい。	未公開企業の機動的な調達を可能にするため。また特定少数の株主しかいない未公開企業において、2週間以上の周知期間は不要と思われるため。	商法232,282-3-2,280-6	法務省	
z0500034	監査役制度採用会社における利益処分の取締役会権限化	5111	5111010	社団法人日本自動車工業会	11	監査役制度採用会社における利益処分の取締役会権限化		監査役制度採用会社も利益処分を取締役会の権限とすべき。	委員会等設置会社においては、利益処分が取締役会の権限となった。	ガバナンスについては、委員会等設置会社より監査役制度採用会社の方が劣っているところであり、委員会等設置会社のみ利益処分を取締役会の権限としているのは、不合理である。	商法第283条第1項、特例法第16条第1項	法務省	・本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく再要望する。 ・重点要望項目
z0500035	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和	5026	5026023	都銀懇話会	11	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制緩和		資本金超過法定準備金の取崩しに際し必要となる債権者保護手続きにおいて、預金者等への個別催告を不要とする		資本金超過法定準備金の取崩しについては、現在、銀行法第18条第2項が準用する商法の規定(第289条第2項、第376条)に基づき、預金者等への催告が必要とされているところであるが、こうした規定は、多数の預金者を持つ銀行にとっては実務上の大きな制約。その実効性を確保するためには、預金者等への個別催告を不要とすることが不可欠である	商法第289条第2項、第376条、銀行法第18条第2項	法務省 金融庁	
z0500036	資本金超過法定準備金の取崩しに係る債権者保護手続きの簡素化	5010	5010007	社団法人第二地方銀行協会	11	資本金超過法定準備金の取崩しに係る債権者保護手続きの簡素化		法定準備金の減少に際しての債権者保護手続きについて、預金者等への個別の催告を不要とする措置を、現在進められている電子公告制度導入に伴う商法の改正によるものを含め、検討していきたい。		銀行の場合、債権者である多数の預金者に個別に催告を出すことは非常に困難で、非効率であり、法定準備金の取崩しを効果的に実施することの妨げになっている。	商法第289条2項、商法第376条1項	法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500037	法定準備金取崩しの際の債権者保護手続の簡素化	商法第289条第4項,第376条第1項	株式会社の法定準備金の減少については,官報公告及び知れている債権者に対する個別催告が必要とされている。	a		平成15年9月10日に法制審議会から答申された「電子公告制度の導入に関する要綱」においては,株式会社の資本減少,準備金減少について,官報公告に加えて,時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には,個別公告を省略することができることとされており,これに基づき(商法等の改正法案が,次の国会に提出される予定である。						5030018	社団法人全国地方銀行協会	11
z0500038	債務超過会社の会社分割の柔軟な対応	商法第374条の2	会社分割に際して,債務の履行の見込みがあること及びその理由を記載した書面を備置することとされている。	b		会社の組織再編の在り方の見直しの要否等については,会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ,会社法制の現代化については,規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)においても平成17年を目途に法案提出予定とされ,これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから,当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では,法制審議会において検討されているとのことであるが,債務超過会社の会社分割においては,履行可能性および分割会社の債権者の了承でも分割可能することの可能性を検討し,早急に見直しを行うべきである。	b	債務超過会社を含む会社の組織再編の在り方の見直しの要否については,債権者保護の観点も踏まえつつ,会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行ってまいりたい。	5116012	中間法人	11	
z0500039	非公開会社向け特別法の制定	商法 株式会社の監査等に関する 商法の特例等に関する法律	株式会社については非公開会社を対象とする特別法は存在しない。	b		非公開会社に対する法規制の在り方の見直しの要否等については,会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ,会社法制の現代化については,規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)においても平成17年を目途に法案提出予定とされ,これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから,当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では,法制審議会において検討されているとのことであるが,非公開会社においては公開会社に対する監査基準との整合性を踏まえ検討し,早急に見直しを行うべきである。	b	非公開会社といふべき譲渡制限会社についての法規制の在り方については,非譲渡制限会社とは異なる譲渡制限会社の特性を踏まえ,会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行ってまいりたい。	5077017	任意団体	11	
z0500040	近代的な合併手法の採用	商法第408条第1項,第408条の2第1項第2号,第409条第2号,第410条第2号	合併の対価は基本的に新設会社又は存続会社の株式とされている。また,いわゆるショート・フォーム・マージャーは認められていない。	b		会社の組織再編の在り方の見直しの要否等については,会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ,会社法制の現代化については,規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)においても平成17年を目途に法案提出予定とされ,これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから,当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では,法制審議会において検討されているとのことであるが,合併手法の多様性確保の観点から,早急に見直しを行うべきである。	b	会社の組織再編の在り方の見直しの要否等については,合併手法の多様性確保の観点に留意しつつ,会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行ってまいりたい。	5071090	米国	11	
z0500041	有限責任組合制度の整備	民法第667条~第688条	民法上,組合員の責任は,分割無限責任とされている(第675条)が,同法は,典型契約としての組合について規定しているにすぎず,強行法規ではないことから,無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ることについて,現行法上,何らの規制も存しない。	c	-	事業組織形態に係る私法上の規制の在り方については,会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところである。このような会社法制に係る議論とは別に,民法上の組合として,無限責任組合員と有限責任組合員によって構成されるものを創設すること及びそれについて公示制度を設けることの必要性・合理性等については,慎重な検討を要するものと考えられる。		回答では,民法上の組合として,無限責任組合員と有限責任組合員とによって構成されるものを創設すること及びそれについて公示制度を設けることの必要性・合理性等については,慎重な検討を要するものと考えられているが,要望は,投資は,色々な規模,対象物があつて,投資の組成はそれに合った法的構成を選択できることが望ましいとの観点から,投資事業範囲の制限撤廃を求めるものであり,この点についての具体的な対応策を改めて検討され,示されたい。 上記を踏まえた実施時期について,その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	既に回答したとおり,事業組織形態に係る私法上の規制の在り方については,会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところである。また,中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律における投資対象の制限につき,同法を所管する経済産業省において,規制改革要望も踏まえて必要かつ合理的な見直しをすることについては,特段の意見はない。	5085015	オリックス株式会社	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500037	法定準備金取崩しの際の債権者保護手続の簡素化	5030	5030018	社団法人全国地方銀行協会	11	法定準備金取崩しの際の債権者保護手続の簡素化		銀行が、配当財源確保等のために法定準備金の取崩しを行う際の債権者保護手続(特に預金者への催告)を簡素化する。		平成13年5月の商法改正により、条件付きで法定準備金を取り崩し配当財源等に充当することが可能となったが(商法第289条、銀行法施行規則第18条第2項)、その際の債権者保護手続は減資の場合と同様であり、知れたる債権者に対して個別に異議の有無を催告することが必要とされる。しかし、銀行の場合、債権者である全預金者に対して催告を行うことは実務上困難かつ非効率であり、改正商法の活用が妨げられる結果となっている。このため、例えば、銀行に関する特例として、預金額が一定水準以下の預金者に対しては催告を不要とする等の規定を設けるべきである。	商法 第289条、第376条第2項	金融庁 法務省	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0500038	債務超過会社の会社分割の柔軟な対応	5116	5116012	中間法人	11	債務超過会社の会社分割の柔軟な対応		債務超過の会社の会社分割について、商法は「債務の履行の見込みがあること」と定めているのであって「債務超過でないこと」とは定めていませんので、分割会社が債務超過であっても、債務の履行の見込みがありさえすれば会社分割はできると考えられます。これをより機動的に使えるようにしていただきたい。	左記内容について、履行可能性があるだけではなく、分割会社の債権者の了解があれば分割可能にしていきたい。	財務が悪化しているが、既得の営業権、免許を保有している企業を新出資者と経営陣で再建することを円滑にするため。	商法374	法務省	
z0500039	非公開会社向け特別法の制定	5077	5077017	任意団体	11	非公開会社向け特別法の制定		英米系の会社にみられるように、非公開会社に適用される特別法を制定する。非公開会社の株式を不特定多数の株主が自由に取引することはあり得ず、譲渡制限が必要である。現在の監査特例法とは別に、非公開会社を対象とした決算に係る立法措置をとる。	非公開会社であっても、公開会社と同程度に商法の適用を受けている。	非公開会社であっても、公開会社と殆ど同じ組織法務を必要とするため、効率化 経費削減にならない。	商法、 株式会社の 監査等に関する 商法の特 例に関する法律	法務省	
z0500040	近代的な合併手法の採用	5071	5071090	米国	11	近代的な合併手法の採用		2003年末までにパブリック・コメント手続に付するために公表される2004年度商法改正の中間試案の中に、三角合併およびキャッシュ・マージャー手法を利用可能とするため、合併対価に対する柔軟性を導入する旨、また、ショート・フォーム(スクイーズ)マージャーを導入する旨の提案を含める。 改正産業活力再生特別措置法における関連条項の実施状況を点検し、国内及びクロス・ボーダー取引の双方において、前述のような合併手法を最大限に利用することを阻害している障害を検証し、2003年度末までに、改正産業活力再生特別措置法あるいは改正予定の商法において、前述の合併手法の利用に対する障害を低減あるいは除去するために適切な行動を執る。		日本経済の再活性化は、企業再構築の奨励、内外からの投資拡大によって促進される。対価や取引構造の多様な形に依るところの大きい近代的合併手法の利用可能性は、そのような過程において極めて重要である。日本は、改正産業活力再生特別措置法のもとで行われる企業再編について、三角合併およびキャッシュ・マージャーという手法の使用を許可することにより、その第一歩を踏んだ。しかし、外国投資家がこれらの手法を使用する場合には障害があり、また、それらの手法は、同法の範囲外において合併や再編を模索する企業にとっては利用することが出来ない。従って、米国は、日本が近代的合併手法、特に三角合併及びキャッシュ・マージャー(ショート・フォーム マージャーを含む)を、日本において活動あるいは投資をおこなっているすべての企業に対して、法的にも実践的にも利用可能なものとするために必要な手段を執るとを奨励する。		法務省 経済産業省	
z0500041	有限責任組合制度の整備	5085	5085015	オリックス株式会社	11	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止		次期通常国会に法案提出が予定される「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業 未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え、社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められる見込みである。 しかし、投資ビークルの法制であるから、社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粹なビークル法制とするべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるものではなく、ビークル法制で投資対象を制限すべき理由はない。(米国にはこのような制限はないことも考慮すべきである。) 投資は、いろいろな規模、対象物等があったり、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。合資会社を利用すべしというものはニーズに合わない。 経済活性化のためにリスクマネーを投資に向かって動きやすくすることが重要である。投資スキームのためのビークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要であり、リミテッドパートナーシップ法の整備を要望する。	中小企業等投資有限責任組 合法	経済産業省 法務省	法務省は契約自由により現行法上可能とするが、当該法の制定は、契約自由の原則では第三者との関係において責任の有限性が担保されるかの問題等があり、その担保のため法整備が必要とされた。同法のような予見可能性を確保し第三者を保護する措置を用意せず、契約上の有限責任約定でよいとの考え方で投資勧誘することこそ問題なのではないか。 制度の必要性・合理性等につき慎重な検討が必要というが、それらは本法で認められており、対象範囲の制限こそ合理性がない。(一般的制度とするための検討は、会社法制の現代化の検討に含めて、団体組織法制として検討してもらいたい。)

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500041	有限責任組合制度の整備	民法第667条～第688条	民法上、組合員の責任は、分割無限責任とされている(第675条)が、同法は、典型契約としての組合について規定しているにすぎず、強行法規ではないことから、無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ることに伴って、現行法上、何らの規制も存しない。	c	-	事業組織形態に係る私法上の規制の在り方については、会社法上の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところである。このような会社法上の現代化に係る議論とは別に、民法上の組合として、無限責任組合員と有限責任組合員とによって構成されるものを創設すること及びそれについて公示制度を設けることの必要性・合理性等については、慎重な検討を要するものと考えられる。		回答では、民法上の組合として、無限責任組合員と有限責任組合員とによって構成されるものを創設すること及びそれについて公示制度を設けることの必要性・合理性等については、慎重な検討を要するものと考えられているが、 要望は、投資は、色々の規模、対象物がある、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましいとの観点から、投資事業範囲の制限撤廃を求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	既に回答したとおり、事業組織形態に係る私法上の規制の在り方については、会社法上の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところである。また、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律における投資対象の制限につき、同法を所管する経済産業省において、規制改革要望も踏まえて必要かつ合理的な見直しをすることについては、特段の意見はない。	5086015	社団法人リース事業協会	11
z0500042	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法第1条、第2条	出資法第1条の規制対象となっている出資金とは、本来、全額の払い戻しが保証されないことを本質としているものと解されている。同法第2条の「預り金」については、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであって、「預金、貯金又は定期積金の受入れ」若しくは「社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」と規定されている一方、処罰の対象について、業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除くとされている。	c		不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を金額を払い戻す旨明示又は黙示して、「出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反するものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。 同法第2条の「預り金」については、その意義が法律上規定されており、その概念が不明確であるとは言いがたい、また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがある。また、同条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていれば、法律により預り金の禁止を解除することができる。 いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法第1条及び第2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直ちに第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。		回答では、出資法第1条・2条は、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしていることを根拠に、対応不可とされているが、 要望は、悪徳業者については、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取り締まるという代替措置を創設することにより実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。			前回回答のとおりであり、措置を講じることは困難である。 すなわち、不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を金額を払い戻す旨明示又は黙示して、「出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反するものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。 同法第2条の「預り金」については、その意義が法律上規定されており、その概念が不明確であるとは言いがたい、また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがある。また、同条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていれば、法律により預り金の禁止を解除することができる。 いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法第1条及び第2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直ちに第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。	5085010	オリックス株式会社	11
z0500042	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法第1条、第2条	出資法第1条の規制対象となっている出資金とは、本来、全額の払い戻しが保証されないことを本質としているものと解されている。同法第2条の「預り金」については、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであって、「預金、貯金又は定期積金の受入れ」若しくは「社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」と規定されている一方、処罰の対象について、業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除くとされている。	c		不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を金額を払い戻す旨明示又は黙示して、「出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反するものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。 同法第2条の「預り金」については、その意義が法律上規定されており、その概念が不明確であるとは言いがたい、また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがある。また、同条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていれば、法律により預り金の禁止を解除することができる。 いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法第1条及び第2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直ちに第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。		回答では、出資法第1条・2条は、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしていることを根拠に、対応不可とされているが、 要望は、悪徳業者については、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取り締まるという代替措置を創設することにより実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。			前回回答のとおりであり、措置を講じることは困難である。 すなわち、不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を金額を払い戻す旨明示又は黙示して、「出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反するものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。 同法第2条の「預り金」については、その意義が法律上規定されており、その概念が不明確であるとは言いがたい、また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがある。また、同条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていれば、法律により預り金の禁止を解除することができる。 いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法第1条及び第2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直ちに第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。	5086010	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500041	有限責任組合制度の整備	5086	5086015	社団法人リース事業協会	11	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止		次期通常国会に法案提出が予定される「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業、未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え、社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められる見込みである。 しかし、投資ビークルの法制であるから、社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けず、純粋なビークル法制とするべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるものではなく、ビークル法制で投資対象を制限すべき理由はない。(米国にはこのような制限はないことも考慮すべきである。)投資は、いろいろな規模、対象物等があつて、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。合資会社を利用すべしというのにはニーズに合わない。経済活性化のためにリスクマネーを投資に向かつて動きやすくすることが重要である。投資スキームのためのビークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要であり、リミテッド・パートナーシップ法の整備を要望する。	中小企業等投資有限責任組合法	経済産業省 法務省	法務省は契約自由により現行法上可能とするが、当該法の制定は、契約自由の原則では第三者との関係において責任の有限性が担保されるかの問題等があり、その担保のため法整備が必要とされた。同法のような予見可能性を確保し第三者を保護する措置を用意せず、契約上の有限責任約定でよいとの考え方で投資勧誘することこそ問題なのではないか。 制度の必要性・合理性等につき慎重な検討が必要というが、それらは本法で認められており、対象範囲の制限こそ合理性がない。 (一般的制度とするための検討は、会社法制の現代化の検討に含めて、団体組織法制として検討してもらいたい。)
z0500042	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5085	5085010	オリックス株式会社	11	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備		出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<*1>  【参考】1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)「東大・神田教授意見発表資料」 「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的妥当性につき再検討する必要がある)。」	例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。 ・エスクロー事業(当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)※2>	1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか 2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。<*3> 戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。 「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。	出資法1条、2条	金融庁 法務省 警察庁	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。 <*2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。 <*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
z0500042	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5086	5086010	社団法人リース事業協会	11	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備		出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<*1>  【参考】1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)「東大・神田教授意見発表資料」 「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的妥当性につき再検討する必要がある)。」	例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。 ・エスクロー事業(当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)※2>	1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか 2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。<*3> 戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。 「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。	出資法1条、2条	金融庁 法務省 警察庁	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。 <*2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。 <*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500043	供託積立金制度の改廃		供託法は、供託に関する手続を定めた法律であり、供託を義務付けるかどうかは、各根拠法令において定められている。	不明	不明		具体的にどの規定に関する要望であるかが不明であり回答は困難であるため、要望内容が明確になった時点で検討を行いたい。	要望者に具体的な要望内容を確認したところ、民事訴訟法259条又は民事保全法第14条に基づき、担保として供託すれば一方的に仮処分又は保全執行できることは、債務者(特に債務者が低所得者の場合)に過重な負担を課すことになる。このため、当該制度の改廃を求める。ものである。この点を踏まえ、具体的な対応策を検討され、示されたい。	c	仮執行の宣言(民事訴訟法第259条第1項)は、敗訴者のための上訴による救済との均衡から、勝訴者の利益のために裁判所が終局判決に執行力を与えることを認める制度であり、担保を立てさせて仮執行宣言を発したときは、仮執行により生じた債務者の損害は、その担保(供託金等)により担保されることとなる。また、仮差押え等の民事保全の命令(民事保全法第1条)は、民事訴訟の本案の実現を保全するための仮救済の手段であり、当該命令を担保を立てさせて発したときは、仮差押え等により生じた債務者の損害は、その担保(供託金等)により担保されることとなる。いずれの制度も、当事者双方の利益に配慮した合理的な制度であって、改める必要はないものと考えられる。	5142001	個人	11	
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することは是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもなお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息)を含む。)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)等の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、		経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。	5001005	社団法人全国信用組合中央協会	11	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大					(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。				(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を慎重に見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するといふ改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5001005	社団法人全国信用組合中央協会	12	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500043	供託積立金制度の改廃	5142	5142001	個人	11	供託積立金制度の改廃		供託積立金制度を廃止又は改正すべきである。		原告が不正者の場合積立て又は返還しては無意味であり、金権の助長、民主主義の理念に反する。	供託法	法務省	
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5001	5001005	社団法人全国信用組合中央協会	11	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5001	5001005	社団法人全国信用組合中央協会	12	(上記の続き) コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大						金融庁 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。	5010003	社団法人第二地方銀行協会	11	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。			(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等を見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5010003	社団法人第二地方銀行協会	12			

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5010	5010003	社団法人第二地方銀行協会	11	コミットメントライン契約適用対象の拡大		コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体、特別法に定められた地方公社等を加える。		コミットメントライン契約は中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5010	5010003	社団法人第二地方銀行協会	12	(上記の続き) コミットメントライン契約適用対象の拡大						金融庁 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「ヤミ金融対策法」)の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。	5026011	都銀懇話会	11	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。			(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いわゆる「ヤミ金融対策法」の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等を見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5026011	都銀懇話会	12			

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5026	5026011	都銀懇話会	11	コミットメントラインの対象企業の拡大		・コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加する 地方公共団体 独立行政法人 学校法人 医療法人 共済組合 消費生活協同組合 市街地再開発組合 特別目的会社(証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)		・コミットメントライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5026	5026011	都銀懇話会	12	(上記の続き) コミットメントラインの対象企業の拡大						金融庁 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。	5030009	社団法人全国地方銀行協会	11	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。					(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等を見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5030009	社団法人全国地方銀行協会	12	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5030	5030009	社団法人全国地方銀行協会	11	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a.中小企業(資本金3億円以下等) b.地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。		平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲受業者、特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図るという観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。	特定融資枠契約に関する法律 第2条	法務省 金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5030	5030009	社団法人全国地方銀行協会	12	(上記の続き) コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大						法務省 金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)等の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。	5080003	農林中央金庫	11	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。			(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5080003	農林中央金庫	12			

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5080	5080003	農林中央金庫	11	コミットメントライン契約の特例適用を受ける借主対象先の拡大		コミットメントライン契約の手数料につき利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象先に資本の額が3億円を超える協同組合を追加する。	コミットメントライン契約について手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が「商法特例法第2条に規定する株式会社」資本の額が3億円を超える株式会社 証取法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社 特定債権等譲受業者 特定目的会社及び登録投資法人等である場合に限定されている。	借主を一定規模以上の者に限定する趣旨が経済的弱者の保護にあることを考慮しても一定の規模要件を満たす協同組合をその対象先に加えて差し支えないものとする。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5080	5080003	農林中央金庫	12	(上記の続き) コミットメントライン契約の特例適用を受ける借主対象先の拡大						金融庁 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、				法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。	5143021	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大					(上記の続き)  中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。				(上記の続き)  また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等を見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5143021	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	12	
z0500045	債権譲渡登記制度の拡充	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第3条第1項 債権譲渡登記規則(平成10年8月28日法務省令第39号)第19条第2号 平成10年9月22日法務省告示第290号	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、インターネットを通じて登記申請を可能とするオンライン申請制度が運用されている。	c		オンラインによる申請については、通信方式の改善により、債権個数による制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイトを上限とする。)のみとする予定であり、これにより、窓口及び郵送による申請を含めた全申請件数の約90%を超えるものがオンラインにより申請することが可能となることから、利用者の利便性の向上に相当程度資するものと考えられる。 残りの数パーセントの件数のオンライン申請のために情報量による制限を廃止することとした場合は、回線、機器等の増設等のための相当額の経費を要することとなる。また、出頭による申請窓口を各法務局出張所に広げるとした場合は、これらの窓口において債権譲渡登記事務を処理するためのプログラム、回線、機器、保守、人的手当等の多大な経費を要することとなる。これらの経費はすべて利用者の負担増になることを踏まえると、オンライン申請における情報量による制限の廃止及び申請窓口の拡大は、必ずしも制度利用者の全体の利便性を向上させることにはならないと考える。				回答では、オンライン申請における情報量による制限の廃止及び申請窓口の拡大は利用者にコスト転嫁されることから、必ずしも制度利用者の全体の利便性を向上させることにはならないことを根拠に対応不可とされているが、 行政の情報化の観点から、各府省は、申請・届出等手続きの電子化を推進しているところであり、電子化に伴うコストを利用者に転嫁するため、利用者の利便性向上が図られないとする御省の回答は合理性がないと考える。どうすれば実施可能かの観点から、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	5021172	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500044	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5143	5143021	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大		コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。		コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られる。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0500044	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5143	5143021	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	12	(上記の続き) コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大						金融庁 法務省	
z0500045	債権譲渡登記制度の拡充	5021	5021172	社団法人日本経済団体連合会	11	債権譲渡登記制度の拡充【新規】		オンライン申請システムの拡充を図り、申請可能な債権数又は情報量の上限を引き上げる。また、出頭による申請窓口を各法務局出張所に拡大する。		政府の「全国規模の規制改革要望への対応方針」(2003年9月19日)においては、「債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイトを上限とする)のみとする」とされている。しかし、債権個数の上限が撤廃されたとしても、情報量による制限が維持されている限り、オンライン申請の利便性が改善するとは言いがたい。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に引き上げるべきである。併せて、出頭による申請窓口の拡充も行うべきである。	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 債権譲渡登記令 債権譲渡登記規則	法務省	債権譲渡登記制度において、オンライン申請は、申請可能な債権数が限定されている。また、出頭による申請の窓口は、東京法務局民事行政部債権登録課のみとされている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500045	債権譲渡登記制度の拡充	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第3条第1項 債権譲渡登記規則(平成10年8月28日法務省令第39号)第19条第2号 平成10年9月22日法務省告示第290号	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、インターネットを通じて登記申請を可能とするオンライン申請制度が運用されている。	c		オンラインによる申請については、通信方式の改善により、債権個数による制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイトを上限とする。)のみとする予定であり、これにより、窓口及び郵送による申請を含めた全申請件数の約90%を超えるものがオンラインにより申請することが可能となることから、利用者の利便性の向上に相当程度資するものとする。 残りの数パーセントの件数のオンライン申請のために情報量による制限をも廃止することとした場合は、回線、機器等の増設等のための相当額の経費を要することとなる。また、出頭による申請窓口を各法務局出張所に広げるとした場合は、これらの窓口において債権譲渡登記事務を処理するためのプログラム、回線、機器、保守、人的手当等の多大な経費を要することとなる。これらの経費はすべて利用者の負担増になることを踏まえ、オンライン申請における情報量による制限の廃止及び申請窓口の拡大は、必ずしも制度利用者の全体の利便性を向上させることにはならないと考える。		回答では、オンライン申請における情報量による制限の廃止及び申請窓口の拡大は利用者にコスト転嫁されることから、必ずしも制度利用者の全体の利便性を向上させることにはならないことを根拠に対処不可とされているが、 行政の情報化の観点から、各府省は、申請届出等手続きの電子化を推進しているところであり、電子化に伴うコストを利用者に転嫁するため、利用者の利便性向上が図られないとする御省の回答は合理性がないと考える。どうすれば実施可能かの観点から、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	オンラインによる申請について、申請1件当たりの情報量の上限を1,500キロバイトとする制限のみとする予定であるところ、直近の調査では、この場合であっても、窓口及び郵送による申請を含めた全申請件数の96.5%がオンラインにより申請可能となる。 仮に、この情報量による制限を廃止するとし、数百メガバイトの情報量を有する申請までオンラインで取り扱うこととすると、登記所の回線、機器の増設等のシステム面での対応に相当額の経費を要することとなる。この経費を手数料の額の増額で賄う必要があるところ、試算では、オンラインによる申請の手数料の額を現行の倍近くに増額することが必要である。 制度利用者全体の利便性の向上の観点からすると、わずか3.5%の申請のオンライン化を図るため、このような負担を強いる措置を採ることはできない。	5086028	社団法人リー入事業協会	11	
z0500046	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条	信託法第1条が「他人ランテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行法上、認められていない。	b		信託法の改正についての関係法案を平成17年中に国会に提出することを旨として準備中であり、この改正作業の中で対応可能性について検討する予定である。		検討の方向性及びおおよそのスケジュール感について、可能な限り示されたい。	b		平成16年中に法制審議会において信託法の見直しに関する諮問を得て専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定である。 信託宣言の許容については、現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	5026014	都銀懇話会	11
z0500047	信託法第58条の見直し(信託宣言やチャリタブルトラスト)の制度の創設	信託法第1条、同第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。 信託宣言及びチャリタブル・トラストは、現行法上、認められていない。	b		信託法の改正についての関係法案を平成17年中に国会に提出することを旨として準備中であり、この改正作業の中で対応可能性について検討する予定である。		回答では、信託法の改正作業の中で対応可能性について検討する予定とのことであるが、 検討の時期について、明確とするとともに、結論を得る時期について改めて検討されたい。	b		平成16年中に法制審議会において信託法の見直しに関する諮問を得て専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定である。 信託法第58条の見直し、信託宣言やチャリタブルトラスト制度の創設については、現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	5085014	オリックス株式会社	11
z0500047	信託法第58条の見直し(信託宣言やチャリタブルトラスト)の制度の創設	信託法第1条、同第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託の解除をできると規定している。 信託宣言及びチャリタブル・トラストは、現行法上、認められていない。	b		信託法の改正についての関係法案を平成17年中に国会に提出することを旨として準備中であり、この改正作業の中で対応可能性について検討する予定である。		回答では、信託法の改正作業の中で対応可能性について検討する予定とのことであるが、 検討の時期について、明確とするとともに、結論を得る時期について改めて検討されたい。	b		平成16年中に法制審議会において信託法の見直しに関する諮問を得て専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定である。 信託法第58条の見直し、信託宣言やチャリタブルトラスト制度の創設については、現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	5086014	社団法人リー入事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
z0500045	債権譲渡登記制度の拡充	5086	5086028	社団法人リース事業協会	11	債権譲渡登記制度の拡充		債権譲渡登記制度において、オンライン申請は、申請可能な債権数が限定されている。また、出頭による申請の窓口は、東京法務局民事行政部債権登録課のみとされている。オンライン申請システムの拡充を図り、申請可能な情報量の上限を引き上げること。また、出頭による申請窓口を各法務局出張所に拡大すること。		政府の「全国規模の規制改革要望への対応方針」(2003年9月19日)においては、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイト)のみとする」とされている。しかし、情報量による制限が維持される限り、オンライン申請の利便性が改善するとは言いがたい。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に引上げるべきである。併せて、申請窓口の拡充も行うべきである。	債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律、債権譲渡登記令、債権譲渡登記規則	法務省		
z0500046	資産流動化に際しての信託宣言の許容	5026	5026014	都銀懇話会	11	資産流動化に際しての信託宣言の許容		信託法第1条に第2項を新設し、別途法律に定めのある場合においては自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する		貸出債権等の流動化における債務者の抵抗感の払拭により、貸出債権等の流動化が促進される	信託法第1条	法務省		
z0500047	信託法第58条の見直し 信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5085	5085014	オリックス株式会社	11	信託法第58条の見直し 信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設		信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。		証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなっている。)	左記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。	信託法等	金融庁 法務省	
z0500047	信託法第58条の見直し 信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5086	5086014	社団法人リース事業協会	11	信託法第58条の見直し 信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設		信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。		証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなっている。)	左記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。	信託法等	金融庁 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500048	短期社債(電子CP)発行手続の緩和	社債等の振替に関する法律	社債等の振替に関する法律第83条第1項は、短期社債の発行については、取締役会の決議をもって、特定の取締役に委任することができるものとしている。	c		短期社債については、発行権限を特定の取締役に委任することにより(社振法83条1項)発行の機動性を確保することができる上、多数の投資家を相手に多額の資金調達を行うために発行される短期社債の発行について取締役会による包括的委任すら不要とすることについては、商法260条とのバランスを失し、極めて困難である(なお、要望理由中の手形CPIについて取締役会の関与が全く不要であるという点については、商法の解釈上疑義がある。)		回答では、商法260条とのバランスを失することから対応不可とされているが、短期社債(電子CP)は、発行目的(短期資金調達)対象、規模等、経済的実質が手形CPと同等である以上、多額の借財に相当する場合を除いて、取締役会議を不要とするのが合理的と考える。具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	代表取締役は、執行権しかなく意思決定権はない。株式会社のすべての行為の意思決定権は原則として取締役にあり、そのうちの一部を取締役に委任することができるだけである。したがって、短期社債発行について、取締役会議を一切不要とした場合、いかなる機関がその発行の意思決定を行うか不明となり、現行商法における取締役会と取締役との間の権限分配との関係を整合的に説明することができなくなる。手形CPの発行の場合も、代表取締役は、取締役会からの包括的委任に基づいて発行決定ができるに過ぎない。現行の社債等の振替に関する法律においては、取締役会が短期社債の発行の意思決定権を包括的に特定の取締役に委任することを許容しているのであり、この包括的委任を活用すれば、手形CPと同様の取扱いをすることが可能である。要望は商法の規定の誤解から生まれたものと考ええる。	5021192	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0500049	ベンチャー企業(特に開発型)に対する、大企業基準の緩和	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項、第2条第1項	大企業(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上)については、会計監査人による監査が義務付けられている。	b		会社の規模・性質による法規制の在り方の見直しの要否等については、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ、会社法制の現代化については、規制改革推進3か年計画(再改定)、「平成15年3月28日閣議決定」においても平成17年を目途に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから、当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では、法制審議会において検討されているとのことであるが、開発型ベンチャーなどの事業を早期立ち上げ、経済活性化をはかる観点から、本制度を早急に見直すべきである。	b	会社の規模による法規制の在り方の見直しの要否等については、会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行ってまいりたい。	5116004	中間法人	11	
z0500050	日本版LLCの容認		米国におけるLLC的に相当するような組織形態は存在しない。	b(法務省部分について)	(法務省部分について)	要望事項のうち、事業組織形態に係る私法上の規制の在り方については、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されているところ、会社法制の現代化については、規制改革推進3か年計画(再改定)、「平成15年3月28日閣議決定」においても平成17年を目途に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討が進められていることから、当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。		回答では、法制審議会において検討されているとのことであるが、規制改革の推進に関する第3次答申(平成15年12月22日)を踏まえて、早急に検討し結論を示されたい。	b(法務省部分について)	(法務省部分について)	事業組織形態にかかる私法上の規制の在り方については、会社法制の現代化に係る体系的な議論の一環として総合的に検討を行っているところであり、規制改革の推進に関する第3次答申を踏まえて、平成16年度中に検討し、結論を得ることを目途として、作業を進めてまいりたい。	5116007	中間法人	11
z0500052	官公庁等における請求書様式の統一化等	-	法務省が行うリース契約におけるリース料の請求書については、指定様式を定めていない。	e	-	法務省が行うリース契約におけるリース料の請求書については、指定様式を定めていないため、規制自体が存在しない。	-					5086029	社団法人リース事業協会	11
z0500053	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第2項 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第6条第8号	【電子署名法における属性情報の取扱い】 電子署名を行った者を証明する認証業務において、電子証明書に利用者の氏名や住所その他、利用者に係る資格や役職等の属性情報を記録することは可能である。ただし、電子署名法における認証業務は、利用者の公開鍵が当該利用者に係るものであることを証明する業務であり、利用者の肩書や資格等の属性を証明することは含まれていないため、電子証明書に記載された資格や役職等の利用者の属性情報は、認定の対象外とされている。	e		電子署名法においては、電子申請について何ら規定していないことから、電子申請時における属性認証の取扱いは、電子署名法の規定に従って決定される趣旨のものではない。 なお、電子署名法における属性情報の取扱いについては、資格や役職等の属性情報については必ずからその信頼性が明らかである(例えば、資格者団体がその加入者の属性を証明している場合もあることから、属性情報に係る公的な認定制度の創設については、利用者や電子証明書を受け取る側のニーズを踏まえた上で検討を行う必要があると見られる。ただし、電子署名法における認定認証事業者が属性情報に変更があった事実及び資格が失効された事実を把握することが難しいことから、属性情報に係る公的な認定制度の創設にあたっては、電子署名法における認定制度とは別の制度的枠組が必要になると見られる。					5021161	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500048	短期社債(電子CP)発行手続の緩和	5021	5021192	社団法人日本経済団体連合会	11	短期社債(電子CP)発行手続の緩和【新規】		短期社債発行時に、取締役会の関与なく短期社債を発行できるようにすべきである。		手形CPの発行においては、取締役会は全く必要とされておらず、経済的実質が同じ短期社債(電子CP)においても、取締役会の関与は不要である。	社債等の振替に関する法律第83条	法務省	短期社債を発行するには、原則取締役会の決議が必要であり、取締役会の決議により特定の取締役に委任することができることとなっている(社振法83)。
z0500049	ベンチャー企業(特に開発型)に対する、大会社基準の緩和	5116	5116004	中間法人	11	ベンチャー企業(特に開発型)に対する、大会社基準の緩和		特に開発型のベンチャー企業に対しては、資本金5億円を超えれば大会社と認定される、現在の商法特例法の枠を変更し、負債総額200億円だけの基準としてもらいたい。		商法特例法上の大会社になれば、監査法人による監査の義務などが発生するため、必要コスト体力が増加する。開発型のベンチャーでは、開発コストがかさむことから、創業赤字が続く段階でも、この資本金基準を超えることが多く、事業の早期立ち上げに妨げとなる可能性がある。	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2、第4条	法務省	
z0500050	日本版LLCの容認	5116	5116007	中間法人	11	日本でもLLC的な組織形態を認めてもらいたい		米国では、VCファンドにおいて最も一般的にLLCが使われているが、日本では同様の組織形態を認める法制度が無い。特にファンドのGPとして有用な制度であり、ぜひ日本でも認めてもらいたい。		LLCはGP構成員の有限責任と税のパススルーを両立するものであり、ファンドの利益拡大がGPの経済的利益をリンクさせるスキーム。従って、ファンドのパフォーマンス向上に繋がることから、投資家へのリターン拡大も見込め、再投資からベンチャー企業への資金流入拡大という望ましいサイクルを生み出す可能性を持つ。	現状、定めるもの無し(日本の会社形態などを定めているものとしては、商法、民法、有責法などがある)	法務省 財務省	ベンチャー・キャピタル・ファンドに関する基礎理論的考察 - 飯屋広郷(一橋大助教授)
z0500052	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成・送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	
z0500053	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示	5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	11	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示【新規】		法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する統一的な方策を提示する。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。		書面による申請においては、法人の代表者ではなく従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担が大きくなっている。申請内容によっては、必ずしも代表者の電子署名が必要でない手続もあると考えられることから、そのような申請については、代表者の電子署名がなくても申請を行えるようにする必要がある。		総務省 法務省 経済産業省	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役割、所属等の属性認証について統一的な方策が示されていない。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0500053	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示											5021161	社団法人日本経済団体連合会	12
z0500054	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限の見直し	民法第466条第2項	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	-		法務省は、民事基本法を所管する立場から、信託業者等についての特例措置に関する所管府省による検討に協力を行う。	本件要望は、私人間における債権譲渡一般についての見直しではなく、譲受人が信託業者等一定の免許業者の場合に限定した特例措置の検討を求めるものであるから、当該業者を所管する府省において検討がされるものと承知しているが、その検討に対して必要な協力は行って参りたい。	原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多い債権譲渡禁止特約の対外効(民法第466条第2項)の現在の位置付けや今後のあり方についての認識を示されたい。それらを踏まえて、要望内容の措置の可否について見解を示されたい。	-		譲渡禁止特約を認めた趣旨は、債権者の交替による過酷な取立てから債務者を保護することにある。なお、特約を結ぶか否か、また、いったん結んだ特約を解約するか否かは当事者の自由とされている。また、本条は、一定の政策目的のために特定の分野について特例措置を設けることを妨げるものではない。	5026013	都銀懇話会	11
z0500055	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直し	信託法	要望理由に記載されたとおりである。	b		信託法の改正についての関係法案を平成17年中に国会に提出することを目途として準備中であり、この改正作業の中で対応可能性について検討する予定である。		回答では、信託法の改正作業の中で対応可能性について検討する予定とのことであるが、検討の時期について、明確とするとともに、結論を得る時期について改めて検討されたい。また、検討の方向性についても、具体的に示されたい。	b		平成16年中に法制審議会において信託法の見直しに関する諮問を得て専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っていく予定である。商事信託関連法制の見直しについては、現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	5006005	社団法人信託協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0500053	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示	5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】				(上記の続き) なお、電子政府構築計画(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)では、「電子申請システムについては、代理人が手続を行う場合にも対応できるように早期に所要の措置を講ずる」とされているが、属性認証についても統一の方策を示すべきである。これに関連して、「E-Japan重点計画-2003(案)」に対する意見及びそれらについての考え方(平成15年8月8日IT戦略本部資料)では、「属性認証に関する統一な位置付けについて、利用者やこれを受け取る側のニーズを踏まえつつ、検討を行うことが必要である」とされている。		総務省 法務省 経済産業省	
z0500054	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限の見直し	5026	5026013	都銀懇話会	11	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限		売掛債権等の一定の種類指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託営業者に対する信託が譲り受ける場合、又は「特定目的会社及び証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限するよう債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外効を制限する規定を盛り込む(併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)		そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債権者を過酷な取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人を信託営業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分に達成できる。現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く緩和されるべきである。一方で、譲渡禁止特約債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる。	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	金融庁 法務省	
z0500055	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直し	5006	5006005	社団法人信託協会	11	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直しを行うこと		商事(営業)信託関連法制において、例えば以下の点を緩和するよう見直しを行うこと。 自己執行義務(信託法26条)の緩和 一定の要件を充たす場合の忠実義務(信託法22条)の緩和 受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等のルール明確化 信託の併合・分割に関する規定の整備 受託者の第三者に対する有限責任の明確化	商事(営業)信託関連法制の実現により、自由度の高い商事的なアレンジメントを認めることは、わが国信託業の更なる発展のみならず、市場機能を中核とした金融システムの構築を通じ、経営全般の活性化にも資する。	民事信託についてのルールを集団性、流動性、事業性などの特性をもつ商事(営業)信託に適用することは不適切な面が少なく、今後、拡充が見込まれる市場型間接金融の重要なピエールとして信託がより活用されるためには、現行法において例えば以下のような点が問題となる。 自己執行義務 信託法26条では外部委託が原則禁止とされている。 忠実義務 信託法22条は強行規定と解する説が有力である。 受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等 現行法では明確な規定がなく、通説上受益者全員の同意が必要と解されている。 信託の併合・分割に関する規定 証券化業務などにおいては、信託の併合・分割が当該業務の円滑な推進・発展に必要なものであるが、現行法では規定がない。 受託者の第三者に対する責任 現行法では第三者に対する受託者の有限責任を認める旨の規定がない。	信託法 信託業法 兼営法(金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律)	金融庁 法務省	